

## 1. 議事日程

〔令和6年第4回安芸高田市議会12月定例会第6日目〕

令和6年12月16日  
午前10時開議  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第78号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）  
日程第3 議案第79号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第4 議案第80号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 議案第81号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第6 議案第82号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第83号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第8 議案第84号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第85号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第86号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）  
日程第11 議案第87号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第12 議案第88号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第13 議案第89号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正（第3号）  
日程第14 発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第15 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 益 田 一 磨 | 2番  | 佐々木 智 之 |
| 3番  | 熊 高 慎 二 | 4番  | 浅 枝 久美子 |
| 5番  | 小 松 かすみ | 6番  | 南 澤 克 彦 |
| 7番  | 山 本 数 博 | 8番  | 新 田 和 明 |
| 9番  | 山 根 温 子 | 10番 | 児 玉 史 則 |
| 11番 | 大 下 正 幸 | 12番 | 熊 高 昌 三 |
| 13番 | 宍 戸 邦 夫 | 14番 | 金 行 哲 昭 |
| 15番 | 秋 田 雅 朝 | 16番 | 石 飛 慶 久 |

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 山根温子 10番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

|               |       |        |      |
|---------------|-------|--------|------|
| 市長            | 藤本悦志  | 副市長    | 杉安明彦 |
| 教育長           | 永井初男  | 危機管理監  | 神田正広 |
| 総務部長          | 新谷洋子  | 企画部長   | 高下正晴 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 井上和志  | 産業部長   | 森岡雅昭 |
| 建設部長          | 河野恵   | 消防長    | 吉川真治 |
| 教育次長          | 柳川知昭  | 教育参事   | 和田治子 |
| 総務課長          | 佐々木満朗 | 財政課長   | 沖田伸二 |
| 政策企画課長        | 黒田貢一  | 社会環境課長 | 若狭孝祐 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 高藤誠  | 事務局次長 | 藤井伸樹 |
| 総務係長 | 日野貴恵 | 主事    | 實村峻  |



午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名  
の一覧表が提出されております。  
写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。  
続いて本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協  
議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を  
求めます。  
大下議会運営委員長。
- 大下議会運営委員長 おはようございます。本日の会議の運営につきまして、12月12日に  
議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程に追加いたしましたので、  
報告をいたします。  
追加案件となる議案第84号と第85号の2件と議案第86号から第89号ま  
での4件は、それぞれ一括提案し、提案理由説明後、委員会付託を省略  
し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
次に、発議第5号は、提案理由説明後、委員会付託を省略し、質疑、  
討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番  
山根議員及び10番 児玉議員を指名いたします。



- 日程第2 議案第78号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)  
日程第3 議案第79号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算(第3号)  
日程第4 議案第80号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算(第1号)  
日程第5 議案第81号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
(第2号)

日程第6 議案第82号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第83号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

○石飛議長 日程第2、議案第78号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」の件から、日程第7、議案第83号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの6件を一括して議題といたします。本案6件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会、委員長報告をいたします。12月11日付で本委員会に付託のありました議案第78号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」から議案第83号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」までの6件の審査結果について報告をいたします。

付託された議案について、12月12日に委員会を開き、審査をいたしました。

議案第78号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,003万7,000円を追加し、予算の総額を202億6,509万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、通常分として、ふるさと応援基金積立金や、ふるさと応援寄附推進事業費の減額、児童手当給付事業費や生活保護扶助費の増額、教育委員会事務局の追録図書費の増額など、災害関連として11月の大雨災害に伴う農地農業用施設関係補助金の増額が主なものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

企画部の審査においては、委員より「企画調整事業費認定こども園基本構想作成委託料の減額について、今後は基本構想が必要ないのか。」との質疑があり、執行部より「認定こども園の基本構想策定業務は、旧田んぼアート公園予定地に市の魅力の一つとなるような特徴ある認定こども園をつくるため予算を計上したものである。その後、市長が交代し、認定こども園を吉田地区に通常の形で建設する方針となり、基本構想は必要ないと判断したため減額をした。」との答弁がありました。

また、委員より「定住促進事業費高校応援プロジェクトについて、当初予算計上していない理由を伺う。」との質疑があり、執行部より「昨年からはじめた新たな取組ということもあり、生徒の皆さんがどのように進めていくかフォローしながら効果を見極めた上で予算化を決定することとしたため、当初予算で計上しなかった。先月、両高校の新旧会長から今年度の取組の成果を聞き、来年度に向けた展望を聞く機会を設け、十分に効果があると感じられたため、予算化することを決めた。生徒会長の任期が秋から始まり夏に終わる形なので、そのタイミングで彼らに対する動機づけの機会とするためにも、補正予算での計上が適当と判断

している。」との答弁がありました。

また、委員より「普通交付税の減額について、基準財政需要額の見込み違いとのことだが、詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より「個別算定経費のうち、公債費と下水道事業費について令和5年度の算定ルールを用いて算出したことが原因である。次年度予算に向けては、算定ルールをいま一度確認していきたい。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より「有害鳥獣対策事業費の調査設計委託料について、野生鳥獣処理施設の調査設計監理委託料が当初予算計上もされているが、このたびの補正についての詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より「当初、施設の改修費用として設計費を計上していたが、新設した場合も含めた形での設計になることから、今回、増額の補正を行った。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より「生活保護扶助費についてどのような見込みになっているのか伺う。」との質疑があり、執行部より「医療扶助及び介護扶助費の実績見込みから増額を見込んでいる。考えられる理由としては、高齢者世帯が多いことが要因の一つだと考えている。1人当たりの算出ではなく、全体として毎月かかっている見込みから算出を行っている。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より「学校教育総務管理費追録・図書費のデジタル教科書購入について、当初予算ではなく、補正予算の計上の理由を伺う。」との質疑があり、執行部より「指導用デジタル教科書について、2025年度から中学校で使用する教科書の採択を夏に行っており、当初予算の編成の時期にどの会社の教科書にするか決まっていないため、今回の補正のタイミングで費用を計上することとなっている。」との答弁がありました。

そのほか特別会計を含む各会計の「歳入、歳出」について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第78号から議案第83号までの6議案については、「原案のとおり可決すべきもの」と決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長

これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案6件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」の件から、議案第83号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計

補正予算（第2号）」の件までの6件を一括して、起立により採決いたします。

本案6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第84号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第85号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第8、議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第9、議案第85号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。議案の提案を説明申し上げます。

議案第84号及び第85号は、本年の人事院勧告に基づく民間給与との較差を是正等するため、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議案第84号と85号の2議案につきましては、関連があることから一括して要点の説明をいたします。

まず、議案第84号は一般職及び任期付職員について、令和6年の人事院勧告を踏まえ、民間給与との較差を是正するため、給料表の引上げと期末勤勉手当の支給月数の引上げ、議案第85号は特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給月数の引上げについて、所要の改正を行うものです。

説明資料をお願いします。まず、説明資料の1ページです。

最初に人事院の給与勧告制度の基本的な考え方です。人事委員会を置かない本市は、人事院勧告等に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であると考えています。

資料3ページをお願いします。

令和6年の人事院勧告のポイントは、月例給平均3.0%の引上げ、期末

勤勉手当は支給月数を0.1月分引上げ、4.6月分とするの2点です。

3ページ中段に、月例給に関する本市の取扱い、補正額を記載しております。また、3ページ中段から5ページにかけて、期末勤勉手当に関する本市の取扱い、補正額を記載しております。

7ページには、このたびの人事院勧告のうち、令和7年4月以降に改定する予定の内容や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」を踏まえた柔軟な働き方を実現するための措置などについて記載をしております。この改正については、令和7年3月の定例会において上程することとしております。

議案書をお願いします。

議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

まず、当該改正条例は、4条立てとなっております。

主な改正内容としては、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民較差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で3.0%引き上げるとともに、期末勤勉手当について支給月数を年間0.1か月分引上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.6か月とすることとし、これらの改正措置を令和6年4月1日に遡及して適用するものです。

1ページを御覧ください。

第1条関係、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、令和6年4月1日に遡及して適用するものです。

2ページを御覧ください。

期末手当についてです。

第26条第2項の改正は、職員の令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の5プラスし、100分の127.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の122.5と合わせ、年間支給割合を100分の250とするものです。

同条第3項の改正は、定年前再任用短時間職員につきまして、令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の2.5プラスし、100分の71.25に改め、既に支給されている6月期分の100分の68.75と合わせ、年間支給割合を100分の140とするものです。

続いて、勤勉手当です。

第29条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和6年12月期の勤勉手当について100分の5プラスし、100分の107.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の102.5と合わせ、年間支給割合を100分の210とするものです。

同条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員につきまして、

令和6年12月期の勤勉手当について、100分の2.5プラスし、100分の51.25に改め、既に支給されている6月期分の100分の48.75と合わせ、年間支給割合を100分の100とするものです。

次に給料表の改定ですが、3ページから7ページ上段までが行政職給料表、7ページ下段から12ページ上段までが消防職給料表の給料月額を改定するものです。

12ページ下段からは第2条の関係です。安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、令和7年4月以降に適用するものです。

13ページをお開きください。

期末手当についてです。第26条第2項の改正は、職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合について、6月期と12月期に100分の250の半分、100分の125に改めるものです。

同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員につきまして、令和7年6月期以降の期末手当について100分の70に改めるものです。

続いて勤勉手当についてです。

第29条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和7年度以降の勤勉手当について、6月期と12月期に100分の210の半分、100分の105に改めるものです。

同条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間職員につきまして、令和7年6月期以降の勤勉手当について100分の50に改めるものです。

14ページを御覧ください。

第3条関係です。「安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」のうち、令和6年4月1日に遡及して適用するものです。

第7条の改正は、給料月額を改定するものです。

第8条第2項の改正は、任期付職員の令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の5プラスし、100分の175に改め、年間支給割合を100分の345とするものです。

15ページを御覧ください。

第4条関係です。「安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」のうち、令和7年4月以降に適用するものです。

16ページをお願いします。

第8条第2項の改正は、任期付職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5に改めるものです。

16ページ中段を御覧ください。附則です。

附則第1条において、施行期日は規則で定めることとしております。

附則第1条第2項において、第1条及び第3条の適用日、附則第2条において、改正前の条例に基づき支給された給与は、第1条及び第3条の規定による給与の内払いとみなすこと。

附則第4条においては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、議案第85号をお願いします。

議案第85号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」のうち、令和6年4月1日に遡及するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。まず、当該改正条例は2条立てとなっております。

改正内容は、特別職の職員の期末手当について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月額を年間で0.1月分引き上げるものです。

第1条関係は、1ページから2ページ中段にかけてです。2ページをお願いします。

2ページ上段、第4条は、令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の225に引上げ分100分の10をプラスし、100分の235に改め、既に支給されている6月期分100分の225と合わせ、年間の支給割合を100分の460とするものです。

第2条関係は2ページ中段から3ページにかけてです。「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」のうち、令和7年度以降に適用するものです。

第4条は、令和7年度以降の期末手当の支給割合について、6月期と12月期に100分の460の半分、100分の230に割り振るものです。

附則としまして、第1項において、施行期日は規則で定めることとしております。

第2項において第1条の適用日、第3項において改正前の条例に基づき支給された給与は、第1条の規定による給与の内払いとみなすことを定めています。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案2件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○石 飛 議 長

討論がありますので、これより、本案2件を個別に討論・採決を行い

ます。

まず、議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第85号「安芸高田市特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論あり)

○石 飛 議 長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

山根議員。

○山 根 議 員 議案第85号に反対の立場から討論いたします。

この議案は、人事院勧告に基づき、常勤の特別職の期末手当、ボーナスを引き上げるものです。人事院勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員に適正な処遇を確保しようとするためのものです。

つまり、本市においては一般職員を対象とするものですが、市の条例に定めたことにより、常勤の特別職の対象となっております。しかしながら、期末手当などのボーナスは、職員の生活を維持するという建前の上に支給されるものです。それに対して特別職の給与は、その職務の特殊性に応じて決定され、生活給的な要素は考慮されず、その職務に対する一切の給付を含めた対価であるとも言われております。

現在の市の状況が大変厳しい状況である中、このたびの人事院勧告による一般職の引上げに合わせる形での市長等の特別職の引上げには反対をいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○石 飛 議 長 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決い

たします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第86号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）

日程第11 議案第87号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第88号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第89号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）

○石 飛 議 長 日程第10、議案第86号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件から、日程第13、議案第89号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第86号から第89号は、給与条例等の改正による人件費等をそれぞれ増額するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、給与条例の改正に伴う議案をまとめて、議案第86号から89号までを説明いたします。

まず、議案第86号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,114万1,000円を追加し、予算の総額を203億7,623万2,000円とするものです。

これは、ただいま改正された給与条例等による給料月額や期末勤勉手当の支給月数の引上げの人件費増額に伴う下水道事業会計補助金や特別会計繰出金の増額を追加するものです。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

人件費の増額に関する国庫支出金、県支出金、基金繰入金を増額するものです。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、11ページから23ページにかけて各事業の一般職員人件費及び特別職人件費、会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当などを増額するものです。

続いて、13ページをお開きください。

説明欄の下のほうにあります国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金は、それぞれの特別会計に関わる人件費増額に伴って計上するものです。

続いて、19ページをお開きください。

説明欄の真ん中辺りにある下水道事業会計事業費は、下水道事業会計の人件費増額に伴い計上するものです。

以上で、一般会計補正予算の要点の説明を終わります。

続いて、議案第87号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の要点の説明をします。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

繰入金は、職員給与費等繰入金154万3,000円の増額です。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、一般職員人件費は給料と職員手当を増額するものです。

総務一般管理費は、会計年度任用職員報酬と職員手当などを増額するものです。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の要点の説明を終わります。

続いて、議案第88号「令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の要点の説明をします。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入の繰入金は、総務管理費繰入金と事務費繰入金で252万3,000円の増額です。

続いて、11ページをお開きください。

歳出については、一般職員人件費、給料と職員手当などを増額するものです。

認定調査等費は、会計年度任用職員報酬と職員手当などを増額するものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算の要点の説明を終わります。

続いて、議案第89号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の要点の説明です。

補正予算書の8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入です。

他会計補助金184万円の増額は、人件費の増額分を補正するものです。

消費税還付金2万6,000円の減額は、今回の補正によるものです。

続いて、支出です。

主なものとして、4目総係費184万円の増額は、給与条例の改正によるものです。

以上で、下水道事業会計補正予算の要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案4件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第86号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件から、議案第89号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件の4件を一括して、起立により採決いたします。  
本案4件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第14 発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
11番、大下議員。

○大 下 議 員 発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、令和6年の人事院勧告に基づき執行部から提案のありました一般職及び常勤の特別職における給与等一部改正の取扱いと同様、市議会議員の期末手当についても条例の一部を改正するものです。  
内容について御説明をいたします。

令和6年人事院勧告では、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げ、4.60月分とし、本年度については、12月期の期末手当で引き上げ、令和7年度以降においては、6月及び12月期の期末手当が均等になるよう、配分することとするものです。

改正条文について御説明をいたします。

議案書の1ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

第1条改正では、本年度において12月期の期末手当に適用するため、支給月数を改正するもので、100分の225を100分の235に改めるものです。

2ページを御覧いただきたいと思います。

次に、第2条改正では、令和7年度以降の期末手当について適用するため、支給月数を改正するもので、100分の235を100分の230に改めるものです。

続いて、附則の第1項は、施行日を安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日からとするものですが、第2条改正において、先ほど説明いたしましたように、令和7年4月1日からの施行と規定するものです。

第2項は、第1条改正において、令和6年12月期の期末手当の取扱いについて、令和6年12月1日からの適用と規定するものであります。

第3項は、第1条改正の規定における期末手当の支給方法について規定するものです。

以上、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○石 飛 議 長

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

山根議員。

○山 根 議 員

発議第5号に反対の立場から討論いたします。

この議案は、人事院勧告に基づき市議会議員のボーナスを引き上げるものです。

自治体議員に対する期末手当は、地方自治法が議員の報酬について定めた1956年の法改正で取り入れられたものであり、国会議員に期末手当が支給されている状況を受けて、あえて条例で規定するならば、としたことで認められたものとのことです。そして、地方自治法第203条に期末手当等については、条例で定めなければならないとされ、現在、ほぼ全ての議会が条例に定め、期末手当が支給されております。

しかし、現在の市の財政は3年連続で財政調整基金をはじめとする各種基金を取り崩して対処している状況です。さらには、物価の高騰や市の事務事業の縮減等が進む厳しい日々の生活に向き合っている市民がおられる中、市民とともにあるべきとして、市議会議員のボーナスの引上げには反対をいたします。

これまで議会が議決した条例に臆することなく、市の現状に鑑み、議決権を行使することが必要と考えます。

以上です。

- 石 飛 議 長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
熊高昌三議員。
- 熊高昌三議員 この提案に賛成の立場で討論をさせていただきます。  
先ほど反対討論もありましたが、これまでのいろいろ人事院勧告等を含めて、安芸高田市の取組を鑑みますと、これまでの状況からしてこの提案というのは通すべきだというふうに思っております。  
先ほど市の特別職の人事院勧告等に対する反対の討論もありましたし、そういった中でいろいろ考えてみますと、確かにおっしゃるように安芸高田市の財政厳しいものがあります。だからこそ、市の職員あるいは特別職、そして我々議会もその報酬に見合うような活動をすべき、そういう立場に私はあるというふうに思います。  
そういった観点からも、先ほども特別職の議案に対して反対をされながら、補正予算案には賛成する、そういった状況も見えますので、あらゆる観点からこの議案の提案も私は賛成すべきという立場でおります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。  
益田議員。
- 益 田 議 員 発議第5号に、反対の立場から討論させていただきます。  
財政健全化を進める立場という自分自身の立場を鑑みたときに、自身の報酬・手当を引き上げるというのは安易に賛成はできないと考えております。  
議員に関しては、今回の選挙に臨むに当たり、事前に既に開示されてる報酬・手当に納得してそれぞれが出馬したものではないかと考えております。下げる部分、手当を下げる部分についてはスピード感は大切と考えますが、上げる部分については、今回の任期4年間を待ってからでもよいのではないかとこの意見を持っております。  
この20年間を振り返っても、先ほどいただいた説明資料、議案第84号と85号の説明資料を見たときにも、平成16年から振り返って過去20年間で今回4.6か月分の支給月数になると最高額になると、20年間で最高額になるというところを見ても報酬を上げる部分、手当を上げる部分については、少なくとも議員手当に関しては慎重に判断するべきと考えて反対の立場を取らせていただきます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 石 飛 議 長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)
- 石 飛 議 長 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第15 一般質問

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間に含まれません。

なお、一つの質問を終え次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるように願います。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番、宍戸議員。

○宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。通告しております1項目について、8点ほど質問をいたします。

みどりの食料システム戦略の農業振興についてでございます。

現在、国において、みどりの食料システム法に基づく「みどりの食料システム戦略」が作成されております。

これは環境への負荷を低減させつつも環境と農業生産の現場を持続可能にするもので、2050年までに目指す姿として、CO2の排出ゼロ化の実現、化学農薬使用量の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、有機農業の面積割合を25%、100万ヘクタールに拡大を目標として掲げています。

これに基づき、広島県においても県内23市町、当然、安芸高田市も入りますが、共同で「広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」、これは令和5年度から9年度までの5年間、当面5年間です。以下計画と言いますが、策定され、現在推進中であります。

そこで市長に質問いたします。

まず、(1)令和5年12月の定例会でも質問をさせていただきましたが、その後、計画の促進に当たり、現在の市としての取組状況をお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 宍戸議員の質問にお答えいたします。

みどりの食料システム戦略というのは、農林漁業に由来する環境への負担の軽減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設け

ることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展と環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るものです。

前回の御質問のとおり、県と連名で環境負担低減事業活動の推進に関する基本的な計画（基本計画）を作成し、農林漁業者が作成する計画書の受付、確認、進達を行っております。

現在、温室効果ガス排出量の削減に資する取組として、高宮町の農家を中心に水田の中干しによる取組の申請が行われている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは、令和5年12月の定例議会の質問でもそのような答弁が、似たような答弁でありました。そのことが今現在、実行しておるといのは私も承知しております。

それでは、(2)にいきます。

これからの具体的な取組予定はどういうものがありますか。質問いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、5つの農家が認定となっております。また、もう1軒の農家が進達を行っている状況であります。

この認定農家については、必要な施設等への資金繰りの支援と処置が受けられることとなっております。取組期間は本年から2029年、令和11年の3月までとなっておりますが、多くの農家の方に関心を持っていただくようにこれからもホームページ等で周知を積極的に行っていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この件については、メタンガス排出量を減すという中干しを長期延長する、1週間程度というような状況でございます。これ以外にもいろいろありますが、次の質問から入っていきます。

(3)土づくりや化学肥料の使用量低減に向け、堆肥を活用した有機農業の推進についてのお考えはありますか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 環境負荷に配慮した健康的な土づくりは大変重要だと思っております。その上で堆肥を活用した有機農法というのは有効な手段と考えておりますが、現在、この取組に対する申請者がいらっしゃらないということで推進については今、できてない状況にあります。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 有機農業というのはそう簡単にはできないと思うんです、完全な有機

農業というのは。有機農業化を目指すということは、当然できるだろうと思います。また、次の質問で、そこらをお聞きいたします。

(4)市所有の3か所の堆肥センターを現在、譲渡する方針ですが本計画の推進に当たり、市の農業の持続的な発展のためにもこれまで同様の施設運営とするよう見直しが適切と思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 市内には現在、3つの堆肥センターがあります。2026年、令和8年度には譲渡予定としておりますけども、市の財政状況を見る中で公共施設の整備は必要不可欠なものと考えております。

ただし、一部の堆肥センターにおいては、指定管理者と製造販売する方が相違する状況があります。どちらに譲渡するかというのを検討すべき課題もありますが、よって、高宮堆肥センターなどと同様に堆肥の受け入れ、販売により施設を維持管理できるような体制になるよう依頼をしたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 安芸高田市内、せっきやく3つの堆肥センターがあります。それぞれ経営母体が違うように思いますけれども、所有は市の所有と、先ほどから申し上げておりますように環境負荷の低減ということで、有機農業も25万ヘクタールに拡大していくという状況、やはりこれは全国的な取組であります。安芸高田市にとってもこれは大事な取組の一つだろーと思っておりますし、計画の中にもそれが組み込まれております。

よって、主体的に安芸高田市にとってもこれを推進していくということとはとても大切なことだというふうに思いますし、将来の農業を維持発展させていくためにも欠かせないものではないかと私は考えております。

そうした中でこの堆肥センターというのが、例えば甲田町の場合は、土づくりは人づくりというキャッチフレーズに基づいて堆肥センターを行ったんです。その当時に環境三法というのがありまして、やはり堆肥の野積が増えて畜産農家の人も処分に困ると、田んぼへ、畑へ、装置へすっ込むということも難しい状況にあったときに堆肥センターというのを設置して、環境負荷の低減を図るということも目的の一つだったんです。それと併せて堆肥というものを有効に活用して農業というのを推進していこうということで、まず、健康な土をつくると。そしてその健康な土で健康な作物をつくる。そして健康な体をつくろーと。土づくりは人づくりというキャッチフレーズで行ったわけなんです。

そういう状況からして、この堆肥センターというのは畜産農家の方のみのセンターで設置したわけではないんです。結局、先ほど言いましたように、健康な体をつくるという消費者に向けてもこの堆肥を有効に活

用した健康な食品をつくる、食料をつくる、ということで町全体の消費者も含め、生産者はもちろんですけども、畜産農家はもちろんですけど、消費者の方にも利益があるということで、この堆肥センターを設置しておるわけです。

そういう意味も含めて、これを私は安芸高田市の将来の農業の大事な推進方法の一つとして、これは市として管理して、市として堆肥を供給するという考え方の下にこの25%の全国で100万ヘクタールに向けて取り組む姿勢が大事なんじゃないかというふうに思うんです。

財政が厳しいというのは当然分かりますけれども、やはり将来の安芸高田市の環境負荷の低減ということも考えたときには、当然、消費者の皆さんにも利益があるわけですから、そういうことを積極的に市として推進していくためのこの堆肥センターの運営というのは私は大事なんじゃないかと思うんです。そこらの点について、市長に改めてお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 方針については、先ほど述べさせていただいた現時点は思いでおりますが、やはり先ほどもありましたように堆肥が野積になるような、安易に譲渡して、例えばその維持が困難になったときに従来のような堆肥が畜産農家とかが出される堆肥が野積になるということで、また新たな課題も出てくると思いますんで、その辺もしっかりと検討しながら進めていこうとは思っております。

そして、土づくりというのが大切ということをも私も農業をしている関係で分かっておりますんで、その辺もうまく循環できるようなシステムを考えていかなくはいけないんだろうなという思いは持っておりますけども、当面、施設の譲渡については、当面、冒頭説明させてもらった方向でいこうとは思っております。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 施設の譲渡というのは、それは財政上やむを得ないという視点もあります。しかし、先ほど言いましたように財政の問題だけじゃなくて、健康な体も維持していくためにも大事な施設だと私は位置づけておりますし今後、譲渡先との協議もしっかりされながら今のような安芸高田市にとって資源循環型の農業を目指し、環境負荷の低減も図りというふうな視点も持って、いろいろ協議を進めていただきたいというふうに思います。できれば私は市の重要な農業の柱の一つとして維持をしていくというのが大切ではないかという思いは持っております。

次の5番に移ります。

就農者が取り組みやすい土づくりマニュアルを作成してはどうでしょうか。これは堆肥センター譲渡とかいうだけの問題ではなくて、市長のお考えをお聞きいたします。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 土づくりマニュアルの作成は、これまでも農業基礎技術指針や産直向けの農産物栽培のすすめというものを発行しております。このうち農業基礎の技術指針については、本市の土質に合った土づくりの方法を記載していますので、これを基にマニュアル化を図ることは可能かなと思っております。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 このことにつきましても、健康な土をつくることは健康な作物をつくるということにつながると思っていますので、ぜひこれからもしっかり取組を進めていただければと思います。  
次の質問に入ります。(6)です。  
この計画推進のためにも堆肥使用に当たり、これまでの資源循環型農業推進事業補助金制度の見直し、復活のお考えはありませんか、お聞きいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 御質問ですけれども、現段階の制度の復活は難しいと考えております。堆肥センターに持ち込まれていない畜産農家との均衡を図ったものですが、新たに一般財源のみで制度をつくるのは大変厳しい状況であります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 市所有の堆肥センター3つありますけれども、それ以外にも堆肥をつくっておられる、販売しておられる方もいらっしゃいますし、そこらの関係もあると思います。  
今までは堆肥を市民が、就農者が、就農者だけではないかもしれませんが、使用者が買われたときにはもう補助金が入るので安く買えたという状況だったと思うんですね。補助金の出し方をちょっと工夫して、例えば、堆肥を使用した方が申請をして補助金を受け取ると、こういう仕組みにすれば、私は市所有の堆肥センターでできた堆肥以外にもよその、ほかの民間の方が堆肥をつくって販売される方にもこれは影響していくと思うんです。そういう視点をちょっと変えてみられたらどうかなと思うんです。  
先ほど言いましたように、安芸高田市の土が、本当にここでできる作物が、本当に健康な作物かどうかというのは、やはり全国でもいろいろ問われとるようです。  
マスコミでも、これはちょっと質が違うんですけど、水道の汚染水が分からなかったということもありますし、自然環境によって土も環境も変わってくると、土が本当に健康なのかどうかというのも、これは分析

してみないと分かりませんが、そういうことを考えても健康な土をつくるということは健康な体をつくるということにつながりますので、そういったいい土をつくるための堆肥をつくと。そのことに対して、行政としても関わった施策を打つというのも私はちょっと視点を変えて大事なんじゃないかというふうに思うんですね。そこらの点、市長どうお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど宍戸議員様のほうから御提案いただいた見方を考えるということですが、今までのいろんな検討をしてきているんだと思いますけれども、そういったところをもう一度含めて意見を聞きながら考えてみようとは思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 次の7番に入ります。農業は安芸高田市にとって重要な基幹産業の一つであり、計画に沿った農業推進に当たって、取り組む就農者に分かりやすい具体的な実践の手引を作成するお考えはありませんか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 宍戸議員さんのおっしゃる実践の手引とは、恐らく新規就農者への手引と思われませんが、これまでもいろんな方が就農相談に来られております。しかしながら、一律的な回答ができてない状況でもありますので、手引のような画一的なものが作成可能かどうか、JAのほうと協議をしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 実践の手引というのは、新規就農者もそうですけど、これまでの開業農家の方にも私は参考になる、手引になるというふうに思いますし、こういう手引をつくることによって安芸高田市の農業はこうなんだというのが見れるというふうに思うんです。そういうことからして、私はこういうのが安芸高田市にあったほうがいいなという思いで質問しております。

今の計画そのものが抽象的なものであって、具体性にちょっと欠けると当然そうなるんですけど、具体的な安芸高田市としての農業推進に当たって、農業振興をどうするんだというのが指針でもきちっと明確にされれば、私は安芸高田市の売りにもなるし農産物の付加価値にもつながってくるというふうに思います。総合的な判断の下でこういう手引があったほうがいいのではないかという思いでおります。

次の質問に入ります。8番です。

計画推進に当たって、市内農林業など関係団体が連携して取り組む組織や必要な指導・助言などを行う体制づくりのお考えはありますか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 農業者同士の組織としては、稲作経営協議会や法人協、野菜部会などそれぞれ農産物の品質・生産性の向上のために組織化を図っておられますが、現在、市内農業者と林業者の関係団体が連携していく取組組織は今のないのが現状です。要望があれば一緒に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは計画推進に当たって将来の安芸高田市の農業の在り方を問うのには、こういう組織があったほうが良いと私は思うんです。これは2050年までいったらまだ時間があります。ですが、この計画を実行に移すためには、一朝一夕じゃなかなか難しいと思うんです。土づくりにしても、メタンガスを抜くといっても、どういう技術を持ってやるかというのがまたまた深いものがあると思うんです。

そういうことからして、私はこういった体制を農林業も農協も含めたり、いろんな森林組合も当然そうなりますけど、環境を守るといいますか、いい環境をつくるということからして、こういうきちっとした体制づくりが安芸高田市にもあったほうが良いという思いがするんです。

そういうことからして、私は経済的な面ももちろん大事なんですけど、こういったみんなが安芸高田市に住む住民皆さんがこの環境の問題について考える。そのために、また特に自分たちが食べる食料の安全の確保という意味から関心を持っていただくためにも、こういう組織をつくって普及していくという、そういうことが大事なんじゃないかと思うんですけど、改めまして市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 そういった取組が必要というのは重々私も思います。いろんな分野で、農業分野、林業分野、頑張っておられる団体等もいらっしゃいますので、その人たちと連携をして、こういった組織というか、システムができるかどうか意見交換をしながら取り組んでいきたいなと思っております。

具体的に、今、市内には農業者と林業者というのはない状況ですけども、やっぱり農林業というのは大切な安芸高田市にとっては大切な分野なんで、そこをしっかりと連携するようなことも考えていきたいなと思っております。

以上です。

- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
 宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 安芸高田市の農林業はもちろんですけど、市民の皆さんの環境に対する関心を高めるためにも、ぜひしっかり検討していただければと思います。
- 石 飛 議 長 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。  
 続いて、通告がありますので発言を許します。  
 8番、新田議員。
- 新 田 議 員 8番、無所属、新田和明でございます。通告に基づき、大柰3点について市長に伺います。よろしく申し上げます。
- 森林整備について、市長は所信表明の中で企業誘致を促進し、商工業や農林業を支援して元気なまちを目指し、林業については担い手不足などが大きな課題であり、従事者の育成確保をはじめ、適切な森林整備などを進めるための財源である森林譲与税を活用し、林業の振興を図ると述べられています。そこで質問に入ります。
- 安芸高田市の総面積に対し、森林面積の割合は約79%を占めています。昭和50年頃植林されたと推察される樹木が推定50年を経過し、伐採や新たな植林の整備など考えていく必要があると思います。
- しかしながら、高齢化や多世代と一緒に暮らさない核家族化が進み、また、世帯年収など経済的な課題もあり、樹木の伐採や植林など森林整備が難しい状況にあると考えます。
- 今後の方向性について、市長の見解を伺います。まず最初に、植樹から50年を超えようとしている人工林の伐採や対応について伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
 藤本市長。
- 藤 本 市 長 新田議員の御質問にお答えをします。
- 本市の森林は市の面積の約8割を占めておりますが、その森林面積の約9割は民有林です。民地であるため公的に関わることに限りはありますが、本市では森林環境譲与税活用方針を定めており、所有者自ら施業を行う意思のない人工林については、森林経営管理事業の推進などを方針に沿って行ってまいります。
- さらに、土砂災害発生によって市民生活に影響が大きく出ると想定される箇所については、広島森づくり事業の環境貢献林整備事業を活用し、公益的機能の回復、維持を図ってまいりたいと思います。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
 新田議員。
- 新 田 議 員 先ほどの答弁の中の森林制度管理法だと思うんですけども、こちらについてはホームページに載ってますけども、市町村が経営管理を行うべきと判断した森林を取りまとめ作成する計画で森林所有者がこの計画に

同意した場合、公告それから縦覧することによって森林の経営管理権が市町村に設定されるということも書いてありますので、これについては私の理解で言うたら市に任せたら市のほうがその民有林管理してくれるかということにつながると思うんですが、その辺市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

文言から言うと市に任せとけば全部やってくれるのかなということになるんだろうと思うんですけども、現実的には全てが市ができることも限りがありますんで、運用については誤解のないようにやっていきたいなどは思っておりますが、この森林経営管理業務推進の方針は重々守るといふか沿って市としても対応していきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

法整備でこういうような形になっているということなので、どうか先ほど市長がおっしゃった施業意思というか、継いでいくのがもう大変だということに対しては市のほうがしっかり掌握していただきたいと思うんですが、私が思うのは恐らく今、美土里町本郷地区だけですかね。今、ここが対象になっていた、その辺ちょっと答弁いただけますか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

現在は先ほどおっしゃった美土里町の本郷地区のほうでやっております。これは、やはりそういった管理が難しいといったところ、そういったところを一体的に保全を図っていくというところでの思いでやっております。

ただ、これをまずは今、美土里町でやっておるような段階でありますので、これを広くというのはまたかなり範囲が大きくなってきます。一つ一つ片づけてという言い方は悪いですけども、そこが終わってまた次にというような考えで今進めておる状況です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

今の答弁で言えば一つ一つ進んでるということでは理解するんですけども、安芸高田市内でも高宮町、美土里町は特に高齢化がかなり進んで、山の管理が全くできてない、できにくいというのが見ても分かるし御相談もいただいておりますので、どうかその辺を優先順位をつけていただきながらやっていただきたいと思うんですが、その辺、もし答弁があればお願いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

そういった声を拾いながらできるだけ進めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 先ほだちょっと市長も触れられましたけども、災害があったときというところで、私ちょっと民間事業者を回ってまいりました。  
昭和50年ぐらいに植林されたヒノキとか杉の木が物すごく大きくなると、こういったのを例えば伐採したり撤去したりしていただくのがどのぐらいかかるかということで伺ってまいりました。通常であれば3万円から5万円程度ということであったんですが、車が入りにくいところとか、急傾斜地であれば恐らく20万円は必要だろうということの、最低20万円を超えることも過去にあったということも伺っております。  
最近では豪雨、また台風、また豪雪などにより電線もしくは電話線、光ケーブルに倒木したり、それによって切断したりとか、または建築物を倒壊するおそれも恐らく出てくると思うし、実際そういうようなことが過去にあったと思うんですけど、その辺、市としてのもし見解があればここでお願いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 近年、災害等が頻繁に発生しているということで災害時も含めて倒木等により電線へよりかかった木が線を切断するとか、そういったことが発生した場合は、原則その所有者である電力会社あるいは電話会社が対応してもらうことになろうと思いますけども、そういった50年たつて家の裏山にあるような木が危ないとか、明らかに電線にかかってこれもう何かあったら線を切るだろうというようなことは当然見える場所もあると思いますんで、そういったところは周知等をしながら未然に大きな被害になる前に対応してもらうようなことも皆さんに周知していくことも必要なかなという思いはあります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 なかなか高齢者は、山の木を見られない、見ておられない方もいらっしゃるんで、その辺をもう一度何か仕組みみたいなものをつくれないかなということで、市長どうでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 高齢者に対する対策というのは、木以外もやっぱり一人暮らしの方の安否確認等も地域でお互いにやってもらいたいという思いもありますんで、そういったものにも含めて、こういった事前に地域の方が隣の家的那种状況を見たら危ないなというのがあれば事前に市のほうへ連絡してもらったり、そういったことをしてもらえることをメニュー化といいますか、市民の皆さんに周知をしてお互いにそういったところを気をつけ合う、事前に気をつけ合うというような流れもつくっていききたいな

と思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、次の質問に入ります。(2)です。

山の所有者や地域住民が課題と考えていることなんですが、雑木など人工林以外の伐採や対応について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 民家に隣接した裏山などいわゆる里山については、ひろしまの森づくり事業を活用し整備を行っていきたいと思います。里山から離れた天然林については、主に人工林を対象とした森林経営管理事業を活用し、計画的に天然林を巻き込んだものとするなど、一体となった整備となるよう推進してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 ひろしまの森づくり事業というのが、恐らくかなり待たれている方がいらっしゃるんじゃないかなと想像してるんですけども、その辺の状況と、あと県への要望はどのような形でされていっていらっしゃるのか、その辺をちょっと答弁いただけますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 お問い合わせのひろしまの森づくり事業ですけれども、令和6年度に関しては21団体が現在取り組まれております。毎年、20団体あまりを出てきたものについて県のほうへ出して推進をしてくれております。ただ、やはり申請のほうが多い事業でありますので、1年で済むものもあれば複数年継続してやっていく、そういったものもございます。終わったものについては、また新たに申請待ちをされておるところが県のほうへ申請をさせていただくというような流れになっておりました、おっしゃるとおり多くの申請がございますので、なるべくたくさんの事業をやっていただけるような体制づくりというのは必要と思っております。

ただ、予算的には今のところは20から21というところが上限となっております状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 20から21、毎年あるというところが恐らくたまっていってるんだと思うんですが、市長どのような形で今後対応されますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長　　まず、県のほうへ粘り強く予算のほうをお願いしていくということし  
かないと思います。本当に増えている状況はありますんで、そういった  
ところは県と連携を密にしながら前に進めれるように努力をしていき  
たいなと思います。  
　　以上です。
- 石飛議長　　答弁を終わります。  
　　新田議員。
- 新田議員　　要望をしっかりお願いしていただくという答弁だったと思うんですが、  
どうしても予算の関係でなかなか安芸高田市が出せるお金がないとい  
うことを先ほど同僚議員のほうからありましたけども、どうなんでしょう、  
最近では環境関係、また農政、それから国交省も含めて様々な、恐らくカ  
ーボンゼロという形に近づく自治体については最大限にこういった奨励  
金を出しますということも聞いていたんですけども、そういう、市長、  
現段階でもしお考えあれば伺います。
- 石飛議長　　答弁を求めます。  
　　藤本市長。
- 藤本市長　　今、国のほうもいろんなことでメニューを組んでいる状況なので、安  
芸高田市でそういったものを取れるメニューがあれば取りにいて、財  
政の運営に資するようなものであれば積極的にそういうものを引っ張っ  
て帰るといいますか、国のほうに行って、予算化、事業化していきたい  
なと思います。  
　　以上です。
- 石飛議長　　以上で、答弁を終わります。  
　　新田議員。
- 新田議員　　間伐というか、切られた木を循環型というか、そういった資源の再利  
用ということを安芸高田市として考えているかどうか、そこをちょっと  
伺います。
- 石飛議長　　答弁を求めます。  
　　藤本市長。
- 藤本市長　　どうしてもそういった木が出てきますので、そういったものはチップ  
とか、いろんな運用の方法があるんだろうと思います。そういったもの  
を一緒に並行して考えながら、循環型社会といいますか、伐採した木が  
有効に使えるように考えていく必要があるとは現時点で思っております。  
　　以上です。
- 石飛議長　　答弁を終わります。  
　　新田議員。
- 新田議員　　先ほどの広島森づくり事業、それから市長がおっしゃった森林環境  
譲与税を活用したいろんな施策ということでおっしゃったと思うんです  
が、この辺は広く広報とか啓発活動をしていく必要があると思うんです  
が、その辺もうちょっと、今後どのような形でされるのか答弁をお  
願ひします。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 広く周知するということでは広報というのがありますし、私が今、行  
っております対話集会、そういった意味でいろんな分野、林業の部分の  
方もいらっしゃいますでしょうし、いろんな分野の方ともそういう対話  
を行っていきたいと思っておりますので、そういった中でも取り組んで  
いけるかなと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 次の質問に入ります。  
税外収入について。  
市長がダイナミックな政策を展開し、まちの活性化を推し進めるため  
には、安定した原資となる収入、いわゆる財源が必要であります。  
そこで、人口減少とともに市税が減少する中において、税外収入を積  
極的に取り組む必要があると考えます。過去の一般質問や質疑の中でも  
訴えてきた内容は、市の公共物に企業名や愛称などをつける「ネーミン  
グライツ」の導入や「屋外広告物収入の取組強化」、「市の広報紙やホ  
ームページ等のスポンサー企業の推進」「公用車を利用した広告の募集」  
など訴えてきた経緯があります。  
さらには、「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」を積極的に取  
り組むことも、市の財政を支えることにつながると考えますが、市長の  
見解を伺います。  
まず最初に、ユーチューブとSNSの広告収入もあるとは思いますが、  
現状の税外収入の取組と成果について伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 税外収入の取組としては、この間、最も成果を上げることができたの  
は、やはりふるさと納税だと認識をしております。新たな返礼品の開拓  
など返礼品の魅力を高める努力をしてきたこと、そして近年は安芸高田  
市の認知度は高まったことということも相まって大幅に寄附額を増やす  
ことができている現状だと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 次の質問に入ります。今後の具体的な取組について伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 2024年5月に改定しました財政健全化計画の中で歳入確保対策として  
挙げている取組は受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進、基金の戦  
略的な活用などを掲げています。そのうち税外収入増を目的とした、い

わゆる外貨を稼ぐ取組としては、ふるさと納税の推進がそれに当たると思っております。

今年度は目標を下回っておりますが、4億円から5億円のポテンシャルのある取組と考えていますので、引き続き力を入れていきたいと思っております。

このほかにも財源確保のためにできることは全部やるつもりで、今まで議員さんが御提案いただきましたネーミングライツの件、いろんなことをゼロベースで考え、できるものは1円でも、2円でも、10円でも、上がるものであれば考えていきたいなと思っております。

いずれにせよ、税外収入というのは本当に今の厳しい財政の中では必要な取組と思っておりますので、ここは今までのことを整理もしますけどもゼロベースでしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 しっかりゼロベースから取り組んでくださるということで理解させていただきました。

今、本市は、いろんな各部署が包括連携協定を恐らくされていらっしゃると思うんですが、恐らく30社以上あるのかなと私は思っていたんですが、その辺の会社と多分、税外収入等々の御契約等々、もし既にお考えであれば、その辺をちょっと答弁お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 包括連携協定を結んでいる業者は、本当にかかなりあります。そういった中で、例えばネーミングライツ等でもそういったところで協力はできるよという事業所の方がいらっしゃいましたらお願いも当然しますし、そういった意味でいろんな角度からそういった協定もしっかりと生かしていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それとこの庁舎、この間ふと思ったんですけども、実はこの4階の上に恐らく展望台みたいなんが多分、屋上があったんじゃないかなと思うんですけども、例えばそこを利用して郡山城を見るとか、何かそういったお金のかからないような返礼品とか、あと体験型や支援型といった農業や林業に支援していくとか、手伝っていただくとか、そういったことをもしお考えであれば答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 屋上展望台というのはちょっと思いつかなかったんで、そういった思いつかないアイデアといいますか、いうのもたくさんあるんだろうと思

います。そういったものを広くお聞きできるような機会もつくっていき  
たいと思いますし、体験型農業の部分のそういった部分を、今まで取り  
組めてないところもしっかりと考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 非常に楽しみな答弁だったと思うんですけども、行政というのは縦割  
りというのを理解してるんですが、これを横展開して、当局の税外収入  
については、特化して、とにかく先ほど市長は4億か5億は絶対稼ぐとお  
っしゃったんで、であればやっぱり5億以上を目指すといったところで、  
もう一回、横展開できるような部署を設立する、もしくは考えていく  
等々どうでしょうか、市長の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど、4億から5億のポテンシャルがあると申しあげましたけども、  
これを今の体制でどうするかということも含めて横展開、行政は比較的縦  
割りということで部署を決めたらそこだけという感じになりがちですけ  
ども、広く庁内、市役所内アイデアを募りながら、そういった組織体制  
まで持っていけるかどうかということも含めて検討はしていきたいと思っ  
ております。

いずれにせよ、そういった努力を重ねないと4億、5億という税外収入  
を取るとするのは難しいことだと思いますんで、そういったところはし  
っかりと御意見を伺いながら取り組んでいきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。企業誘致について。

本市の企業誘致の案内には、ホームページに載ってますけども対象工  
場等として物品の製造施設、流通施設、試験研究施設、観光施設等対象  
要件には、工場等の操業開始の日までに要した投下固定資産総額が  
5,000万円以上や新規雇用の常用労働者が3人以上となっております。

そこで、以下2点について市長の見解を伺います。

まず初めに、現状の誘致件数の成果と課題について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 すみません。通告の内容は企業立地奨励金の対象企業ですので、基本  
的にあらゆる業種の企業誘致を行っております。

直近5か年の奨励金対象件数は、製造施設で9件、流通施設1件の10社  
とサテライトオフィス12社となります。

課題は大きく2点あり、1点目は企業からの要望の中で1万平米以上の  
企業用地または3,000平米以上の空き物件が最も多く、それに対応でき

るのが乏しいということがあります。

そして2点目として、市内での雇用の確保が非常に厳しいということもあります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 ふるさと応援の会の関東地区の方からも以前伺った話なんですけども、以前、大型企業の誘致の引き合い等々があったと伺ってますけども、大手企業出身が多くおられるふるさと応援の会との企業誘致の連携はどのようにされているのか、ちょっと伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど、新田議員のおっしゃいました以前の企業誘致があったという話、その報告も伺っております。ふるさと応援の会、関東、関西、本当に大きな会社の経営に携わってる方がいろいろいらっしゃいますので、企業誘致にはいろんな情報をお持ちいただいております。そういった意味で今後もふるさと応援の会、関東、関西含めて連携を取りながら、こういう企業誘致にも御協力をいただけるよう連携をしていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。今後の企業誘致の取組について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 まず、優先順位としては有効に土地や建物を活用できる国の制度や支援を十分に検討して、それを反映する戦略や計画の策定を進めたいと考えます。

これは前の質問でもお答えしましたように、課題の条件を緩和するのではなく、誘致を望む企業のニーズを十分に把握して、最良の手段を提案したいということとなります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 人口減少が進んでいる本市において、企業誘致と働く人、また移住者を呼び込むことも必要と考えます。先ほど市長がおっしゃったとおりですね。

本市の企業、要は起業されてる方、もしくは企業に今、従事される方から、いざ採用しても来てもらえないという現実を知ってほしいということも伺っております。

一例なんですけども、九州宮崎県都城市では、移住者が増加している

とのこと。内容としては、移住や定住を目的に移住及び仕事などを探すことや暮らしを体験することを企画、その活動に係る宿泊費及びレンタカー借り上げ代などが補助金として交付されております。

その結果、移住者が昨年比8倍超えて3,710人が移住されたということで13年ぶりに人口増に転じたと新聞等々で発表されておりました。

また、国交省では11月の改正法により、市町村が2地域居住の促進計画を策定できる仕組みを設け、空き家改修やテレワーク共同オフィスなど、環境整備を後押しするようなそういった改正法ができました。

さらに同市のアンケート調査によると2地域居住等への関心が20代で約3割27.9%、また、地方移住への関心、同じく20代で約半数44.8%のことだったと伺っております。まずは関係人口のさらなる促進とお試し2拠点、要は居住ですね、これを市として進めることも人口増、もしくは企業誘致で働く人の増加も含めて必要ではないかと考え、本市で働くスタッフとその家族丸ごと誘致を市独自の政策として展開していく考えが市長にはないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、2地域居住の件については国交省へこの前から何回かお邪魔するんですけども、その中でもやっぱり今、推進されているメニューと伺っております。

そういったところもしっかりと取り入れながら、研究しながら、要は安芸高田市で生活してもらわんといけんで、そこがお試しというような形で体験してもらってその地域を直に感じてもらうことによって、実際に蓋開けたら来られないということを防げるんだろうと思いますんで、そういったところはしっかりと研究・検討していきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 工業団地が安芸高田市に高宮町1か所、吉田町2か所あると思うんですが、先ほど市長がおっしゃったとおり、かなりやっぱり狭い、企業誘致も難しいという状況になっていると思うんですが、今後、工業団地の整備、また誘致等々も含めてもしそういったお考えがあれば、最後になりますがここでちょっと答弁お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 安芸高田市の工業団地、本当に狭くて、向こうの企業さんの求められる面積が十分に確保できる状況にありません。周りの市町では半導体の工場が来るとか、東広島に来るような状況もありますけども、安芸高田市でできる誘致の仕方というのをしっかりと考えて、限られた面積、限られた土地を有効にそういったものに回せるかも含めてそういう検討は引き続きやっていきたいなと思っております。

企業誘致によって市に対するメリットというのは重々ありますんで、そういったところをしっかりと考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 以上で、一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

7番、山本議員。

○山 本 議 員 7番、山本数博です。通告に基づき質問させていただきますが、今回の質問は、藤本市政の中で4年先には何か実績が見えると、こういうようなことにならんかという思いで質問をさせていただきます。

まず、第1点、地方創生交付金についてお伺いいたしますが、石破首相は地方活性化のために地方創生交付金を例年の倍に増額すると発表されておられます。本市の状況について、次のことについて伺います。

本市の本年度予算から比べて、どの程度増える見込みがあるのかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 山本議員の御質問にお答えします。

地方活性化のために倍増すると発表されている地方創生交付金については、経済対策やコロナ対策で自治体ごとに枠を決めて交付される従来の臨時特例交付金のようなタイプのものではなく、自治体で地方創生のための計画を策定し、採択されたものに対して必要額が交付される、いわゆるデジタル田園都市国家構想交付金のようなタイプのものだと考えております。

来年度、この交付金を利用する予定があるかどうかについては、現在、新年度予算の編成作業中であることに加え、新しい地方創生推進交付金の制度の全容が明らかになっていないため、現時点でお答えするのは難しい状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今の答弁で質問事項の2は答弁をされたような気がします。

自治体の考え方に基づいてそのメニューの中で国が認めてもらったも

のが採用されるんだというふうに答弁があったように思いますけど、3番にいきたいと思います。

その増額をどのように利用したいかというところを先ほど答弁されたように思うんですけど、これはその自治体が町をどうするかという基本的な考えに基づいて、国に上げて採用してもらおうと、こういうような中身じゃろう思うんです。相当、自治体の考え方によっては、地方創生交付金はよう使わんと、ある自治体によっては知恵を出してこの交付金の交付を受けると、こういうような形になると思うんです。

そういう意味では、来年度からこれだけやるんじゃというような、市長の基本的なまちづくりの考え方が必要だと思うんです。4年先の市長選挙の改選に向けて何か一つは市民がすごいのもうたのうというような企画を市長自らが進んでやるべきじゃなかろうかと、職員の知恵も借りるという方法もありますけど、そういう意味で、何かこれだけはというようなことがあれば、御答弁いただきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 交付金ですけども、国として地方活性化を掲げて取り組むという目玉施策でもあるんで、しっかりと国のほうに情報収集をして活用していきたいと考えています。

山本議員さんの言われる4年後に向けての目玉施策というところですけども、これに含めても現在、新年度予算の編成作業に入ってますんで、今、具体的に申し上げられませんが、取り組む中でこの交付金を使えるものがあればしっかりと使っていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山本議員。

○山 本 議 員 1番の地方創生交付金については、市長の今の答弁で理解はするかどうか、そういうことかのうということで終わっていきたいというふうに思います。

次に、この地方創生交付金があるということで、次のようなことは、取組はできんかというところで、スポーツの振興によったまちづくり、こういうことについて、質問をしていきたいと思います。

他の自治体、特に三次や廿日市においては、スポーツを主体としたまちづくりを行っています。本市においても、社会体育の推進によるまちづくりを行ってはと思います。

よって、次のことについてお伺いいたします。

本市には普及していない新たな競技などの普及を図る考えはありますか。

例えて言えば、駅伝を主体とした陸上競技のクラブを作る。バトンやチアリーディング、ジャズダンス、ヨガ、太極拳などの教室を作って、

行政主導でこういったスポーツの普及を図るといことはお考えないか、お伺いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 市民が健康で生き生きとした生活を送れるよう、スポーツ活動の推進に努めてきているところですが、これまでもスポーツ施設の整備やスポーツイベントの開催などの取組を行ってきております。

新たな競技の普及については、地域の生涯スポーツ活動の中心的な役割を担っていただいている安芸高田市スポーツ推進委員さん、現在22名いらっしゃると思いますけども、その方々を中心にニュースポーツ講習会への参加や、スポーツ指導方法を学んでいただきながら、普及・検討を進めていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、質問したのは、行政主導でやることができんかということ質問いたしました。

駅伝というのは、安芸高田市では、合併した頃まで美土里町、高宮町、あそこの町では、町を挙げた駅伝競走大会がされておりました。

美土里、高宮については関わった人がたくさんおられて、陸上競技に対しての、特に駅伝、これは土壤があると思うんです。

この陸上競技のクラブは、この間中国新聞に載りましたけど、数名ですが、中学校、小学校の生徒が集まって、学校を退任された先生が指導者になられて、クラブを始められております。

そうしたクラブへ、特に駅伝ができる子を美土里町、高宮町の小中学校の子どもに呼びかけて、そういう生徒を募る。美土里、高宮に限らず、6町の小中学校に呼びかけて、このクラブへの加入を手伝いをするというようなことができんかなというのが一つあります。

もう一つは、バトンやチアリーディングというのは、広島でクラブ活動があります。安芸高田市内から少数でありますけど、親がこのバトンクラブとかチアリーディングのクラブに連れて行かれとる現状もあります。

生涯学習の中で、教育委員会主催で、バトンの教室、チアリーディングの教室、これを3年ぐらいやられて、小学校・中学校の生徒を対象に、クラブ活動が出来上がるまでというか、3年ぐらいやったら行政指導というのはよかろうと思うんですけど、バトンの普及とかチアリーディングの普及とかをして、小中学校の生徒たちが希望を持って日常を過ごせるというようなことにならんかと。

特に、バトンはちょっと知識はないんですけど、チアリーディングは、小学校の全国大会があるんですね。中学校もあるんです。高等学校もあるんです。そういう種を今から藤本市政の4年間の間に作り上げるということができないだろうかというのがあります。

次に、ジャズダンス、ヨガ、太極拳、何部かありますけど、ジャズダンスは年寄りにはちょっと不向きかなと思いますけど、若い人とか、子育てを終えた人とかいった方は、ジャズダンスの教室を作って、そこに参加して、その人たちが2年、3年の教室を通じてクラブ活動をしていくというようなことを6町で教室として取り組んで、それが安芸高田市の町の中に根づいていくと、こういうことができたらどうかということを提案しとるんです。

ヨガもそうですけど、太極拳は、年寄りの人は結構参加されてもいいんじゃないかというふうに思うんです。中国へ行ったら、ちょっとした広場があれば、日本で言えばラジオ体操のような感じで、早朝から公園で太極拳をやられております。

そういったような町にならんかなというふうに思うんですけど、誰かが種を撒かないと、そういった町にはなりませんので、教育委員会のほうで、そういった教室を作って来年、再来年、この3年間の間にこういった競技というか、趣味を進めるというわけにいかないかというんで質問させていただきます。

よろしくをお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 新しいジャズ、ヨガ、太極拳、そういった分野に、要は特色あるクラブを作って、それを地域全体と言いますか、安芸高田市のリンクしたらどうかという御提案だと思います。

中学校の統合問題も今ありますけども、魅力ある、特色ある教育活動の一つに、そういった新しいメニュー、クラブが入るとするのは一つの方法かなという思いがあります。

そういった意味で、そこから先は今度また教育委員会のほうとも協議にはなるとは思いますけども、以前、太極拳とかも取り組まれたという例も市内のほうにはありますし、そういった意味で駆伝も土壌があるという御指摘ありました。そういった意味で、できるものはやりたいという思いもありますけども、今即座にやりますというところまではありませんけども、教育委員会等とも連携しながら考えてみたいなどは思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 教育長にお伺いします。

今、できればやりたいというか、やってもいいというようなことでありましたけど、やるとすれば、教育委員会の生涯学習課だろうと思うんです。

やるとすれば難しいですか。それとも考え方によってはできると、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 山本議員の御質問ですが、結論的には、今すぐ行政主導で、行政ということになりますと、今の担当で言えば、御指摘にあったように教育委員会になります。しかし、児童生徒数がかかり減少してきていること、それともう一つは、これまた御承知のように、中学校における部活動が地域に委ねる形での動きが出ていること、さらには、これはどうなるか分かりませんが、教育委員会としては、中学校の規模適正化、いわゆる中学校の統合ということも現在検討し進めている、そういった状況にあります。

したがって、これらのことから考えると、今すぐ行政主導でというのは、難しいというふうに考えております。

ただ、中学校が部活が地域移行というようなことになると、地域に受皿をつくるということについては、一方では、とても大事なことだろうというふうに考えております。

現在は、したがってスポーツの本来の姿と言いますか、趣味を同じくする者、興味・関心を持つ者が自主的、主体的に集まって、スポーツに親しんでいただき、生涯にわたっての健康の保持・増進に努めていただくという姿が適切ではないかというふうに考えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員 今、教育長の答弁を聞いたんですけど、中学校の統合のこのスポーツの振興というのは、あんまり関係ないような気がするんですけどね。

私が思うのは、例えて言えば、チアリーディングを普及したいということになれば、教育委員会の生涯学習課の担当は、7つの小学校、6つの中学校で、チアリーディング教室をやるというんで希望者を募る。教育委員会主催で、どこか吉田の吉田運動公園の体育館とか、どこかの小学校の体育館とかいうところを指定して、そこへ保護者が送ってくるなりして、そこに希望した生徒を集めて、教室でそういうものを普及するというので、何ら中学校統合とは関係ないと思うんです。

教育委員会主体でと言うのは、教育委員会が小中学校の管理をしておる部分もあるんですけど、そこを通じて生徒の募集を図る。その希望者がおった人について、教育委員会のほうでその教室をさせていくと。

指導者が見つからないと思うんですよ。そういったときには、広島のほうではこういうことをやっておるクラブがあったりしよるんで、そこへ指導者として招聘して、週1回ぐらい来てもらって、そういうことを普及を図ると。何ら中学校の統合とは関係ないし、生徒の少子化に対しても、希望者を6町の中で集めて、どこかの会場を取って、そこで教室を開くと、もう何ら問題ないと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 中学校統合を例に出したのは、現在6中学校で部活動がどのような状況になっているかと言いますと、例えば、野球とかサッカーとかを例に

取りますと、もう中学生から地域のクラブ活動に参加する生徒がどんどん増えてきており、これは議員を御承知だと思います。増えてきておいて、中学校のいわゆる軟式野球がもう成立できなくなってきて、今日、連合チームを組んで大会に出るような状況になっております。

また、サッカー等に例えますとサンフレッチェ、マザータウンということで、安芸高田市、サッカー競技とは縁が深いわけですが、これもかつては市内6中学校のうちの2校に部として存在していましたが、だんだん部員が少なくなって、部としての成立が難しくなり、廃部あるいは休部の状態になっています。

こういう状況の中で、さらに今議員のほうから提案のありましたような、新しいスポーツ、これは学校の部活動ということではありませんが、そういう形になってきますと、どうしても夜でありますとか、あるいは先ほど出ました土曜日、日曜日の練習というようなことになっていくんだらうというふうに思います。

そうしますと、学校では部活動の練習、一方ではまた保護者や本人の興味・関心に基づいて新たなスポーツ競技に取り組むということになりますと、その辺りで困難さが出てくるというふうに考えています。

したがって、統合が、今教育委員会が考えているような形で進んだとすれば、約600名ぐらいの生徒数になっていきます。

したがって、そこで今ある部活動でありますとか、議員のほうから提案されてるような新たな学校での部活動というのができると思いますか、活動が可能になってくるというふうに考えております。そういったところでの部活動との関連は出させていただきましたが、いずれにしても、スポーツ本来の趣旨と言いますか、目的であります自らの興味・関心に基づいて同好の者が集まって、それを仕事にするわけではありませんので、自らの健康と保持増進につながっていくような、そういうスポーツというのは否定するものではありませんので、その辺りで当面は考えていきたいと。行政主体で今すぐというのは難しいということが私の考えているところでございます。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、教育長から説明を聞いたんですが、学校の部活動を学校単位でやられたらどうかということを行うとるんじゃないんで、特に中学校統合はどんな形で進められるか分かりませんが、今、中学校のクラブ活動というのは、民間へ移行というのが打ち出されて、ほとんど民間へ移行されるような社会情勢になつとると思うんです。

そういう意味では、クラブ活動をつくるという、そういう仕掛けでもって、取りあえず教育委員会主催で、趣味が意思統合をするような人たちが集まって、そういうクラブに入って、行く行くはクラブチームとして安芸高田市内でやっていく。その中の子は6町の小中学校の子ら、それぞれの学校の生徒がその中を持ってやると、そうしとつたら、統合し

た時点では、学校にクラブがなくてもいいんじゃないですか。学校にクラブがなくても、そういったスポーツ活動の普及を前もってやっとならう、こういうことを考えには至らぬのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 結論的には至りません。と言いますのは、繰り返しになりますが、今でも安芸高田市内それぞれ子どもの興味・関心と言いますか、保護者のそこには働きかけもあると思いますが、様々な活動というのが実際になされています。

少し帰宅が遅くなると、このアージュでもダンスであったり、いろんな活動が取り組まれています。それで、なぜいけないのかというふうに思うんです。

もちろん市として議員の指摘のように、安芸高田市として何かのスポーツを取り上げて、行政が主体でということになったら、特別な考え方がそこには出てくると思いますが、現段階では、教育委員会として主導をして、新たなスポーツということは考えていないということです。

現在の取組で私は十分ではないかなというふうに考えているということでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。

○山 本 議 員 今の教育長の答弁を聞いたら、今、藤本市政が始まったばかりです。種撒いたらどうかということと言ったんですが、実施する担当部署はできんという返答であったんで、これはもう将来、暗いのというふうに思います。

1番については、市長が考えていくという話だったんですが、やるほうができないというところで、今日のこの質問はやめていきたいと思えます。また機会を見て、質問していきたいと思えます。

次の2番、ハンドボールの競技は、甲田町では小中高生によるクラブがありまして、活発に活動しています。市の主導により、他の5町や隣接市にも呼びかけて、普及を図る考えはないかお伺いします。

これは次の3番にもつながる話です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 議員の御指摘ですが、やらないというふうに言ったのでということですが、もちろん行政の果たす役割は自覚しているつもりです。ただ、やらなければいけないことはたくさんあります。その中で取捨選択をし、優先順位をつけたときに、今すぐ行政が主導でクラブ活動をやったらどうかということについては、それは今、最優先課題ではないというふうに考えるということでございますので、御理解をいただければと思えます。

それでは、ただいまのハンドボールの御質問にお答えをいたします。

ハンドボール競技の普及につきましては、現在、甲田町以外の小学校においても、安芸高田わくながハンドボールクラブの指導によるハンドボール教室を開催をしております。

また、地元で開催される日本ハンドボールリーグの観戦を通して、ハンドボール競技の魅力や楽しさを知っていただくなど、競技人口の底上げを図っています。

さらに、隣接市町についても、安芸高田わくながハンドボールクラブの協力を得ながら、試合観戦の呼びかけを中心に、現在、応援事業を展開をしております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 ハンドボールの競技については、小学校だったですか、甲田町の小学校は除いてかは分かりませんが、他の小学校ですね、ハンドボールの選手が行って、ハンドボールとはと言うんで、年に1回か2回行ってやっておるのを聞くんですけど、それが今、教育長が普及をしておるといふことを言われたんですけど、その効果は何かありましたか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 具体的な効果ということについては、なかなか検証が難しいというふうに考えております。

ただ、現在、甲田中学校にハンドボールクラブがありますが、年々ハンドボール部に入る生徒が減少してきているというのも、現実の課題として浮かんできております。

しかし、甲田中学校のハンドボールというのは、あの小さな中学校において、数年前は全国優勝、準優勝といったような、本当に立派な成績を上げてくれている中学校のハンドボールでもあります。

したがって、先ほど紹介いたしましたのは、そこへつながるような、小学校を中心としたハンドボール教室を現在開催し、興味・関心を持つ、ハンドボールの楽しさ、こういったことを味わって、中学校に入ってハンドボール部に入部して活躍してくれる、そういった流れをつくりたいという思いで取り組んでおるところではございます。

しかし、なかなか今、ハンドボール部員が増えないという課題もありますので、効果につながってるかどうかということにつきましては、非常に評価も難しいんですが、まだまだ道半ばと言いますか、課題があるというふうに受け止めているところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 ここでこの質問をしたのは、先ほど教育長が言われるように、部員の減少ですね、部員の減少が続いておると。そういうところから、できたら高宮の小学校と向原の小学校で、1年では短いですけど3年ぐらい小学校を借りて、わくながへ招聘して、選手の派遣をしてもらって、10月か

ら翌年3月ぐらいまで週1回の教室を開いて、今度は3小学校ぐらいになりますので、その3チームぐらいが試合をするというようなことを企画して、そのスポーツの面白さを知ってもらう。

中学校は、今は選考で行けるんですよね。そうしたときに、甲田中学に来ればハンドボールがあるというんで、その教室の効果は私はあると思うんです。

もう一つは、この近隣の小学校、中学校もできたらいいんですけど、川地小学校ですね、川地小学校は湧永の工場の反対側ですから、よその町には見えんですね、わくながの選手にとっては、

川地小学校へ呼びかけて、三次の福岡市長は湧永出身ですから、あそこへお願いして、川地小学校でも教室を開くなりして、甲田町での試合に来てもらおうと。それで、広島市は井原、志和口へ、広島市教委を通じて、こういうことができんかということ呼びかけて、沿線の小学校、中学校が甲田町へ来て、ハンドボールの大会に参加して、ハンドボールを普及してもらおうと。こういうことをハンドボールが行われとる安芸高田市が中心になって普及を図っていただければ、よりその町の活性化につながると思うんですけど、そういうことは無理でしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 近隣の小学校へわくながハンドボールチームの選手の皆さんを招聘して教室を開くということについては、先ほども言いましたように、現在も実施をしておりますし、その枠を少し広げるということについては、小学校の校長とも協議しながら、広げていくということの努力はできると思いますし、やっていく方向で努力をしたいと思います。

ただ、川地辺りはそうは言いますが、近くではあるんですが、所管が全く違いますので、その辺りについては、今すぐ方向性をお示しするという事は難しいですが、例えて言うと、今年度、向原小学校はわくながハンドボールチームではありませんが、向原高校のハンドボールチームと合同で練習をしたりというふうな取組は進めております。

それから、もう一つは、現在やっているのは、甲田の中学校のハンドボールチームをクラブチームに変更して、そこは指導者と近隣ですね、広島市あるいは三次市辺りからも選手の募集をしたいという方向性は示してくれていますので、行政としてできるだけの支援はしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、中学校を統合したときには、一番その目玉と言いますか、注目されるクラブができるのがハンドボールではないかなというふうに思っています。優秀な指導者もおってくれますし、いずれにしても、その辺りでハンドボールを普及することについては全く異論はありませんので、今後もしっかり検討を重ねていきたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員 鋭意努力をしていただきたいと思います。  
2番を終わって3番に行きたいと思うんですけど、これも関連しとるんです。

向原高校の存続を見据えたスポーツの普及はできんかということをおっしゃっていただくと、先ほど言いました向原高校をスポーツの学校として市は支えていくことができるんだらうかというのを思うんです。

向原高校のハンドボールなんです、白木から来た子や、川地のほうから来た子は、一旦ハンドボール部へ入るんだそうです。ルールが分からないので、やっぱりやめたというようなことが続きよらしいんですよ。

今言いましたように、白木地区でのハンドボールの小学校の生徒、中学校の生徒の普及をここからお願いできんかと、三次のほうへもお願いして、その沿線の小中学校でハンドボールをされようとして、その子らが向原高校へ行ってハンドボール部に入るという、こういったことの普及を見据えた普及はできんかなと、いうふうに思っているんです。

それでもう一つは、私、チアリーディングにちょっと固執するんですけど、安芸高田市で小中学校の子どもを対象にクラブ活動で取りあえず教室を開いて、チアリーディングクラブを作って、その子らが向原高校に行って、チアリーディングにという形でスポーツの普及を図って、向原高校へその子らが行くようなことの誘導はできんかというところで、ちょっと提案していきたいと思うんです。

どちらでもいいですから、御回答をお願いします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 向原高校の存続を考えると、ここ数年のうちにセールスポイントとして打ち出していける可能性のあるスポーツである必要があると思っております。

そういった意味で、数あるスポーツの中でもやはりハンドボールについては、全国大会の出場歴を誇る実績があるなど、わくながハンドボールのクラブOBからの指導もしてもらえるなど、向原高校のセールスポイントとして打ち出していける可能性が高いのではないかと捉えています。

現在、既に地域の中学校と連携して合同練習や練習試合を開催するなど、ハンドボールの楽しさや魅力を直接体感する機会も設けられているように伺っております。

こういった取組もさらに広げていって、つなげていけばどうかなどは思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員 その姿勢でどンドン力を入れて、進めていただきたいと思います。

次に行きます。

それぞれの教室を開くなり、クラブ活動を設立して実施していくということについて、指導者の確保が必要と思います。特に市の職員には専門的なスポーツを経験した多様な人材がおられます。指導者として競技指導を行う者に対しては、職務に支障のない範囲で職務免除の方法を取り、指導者の確保を図ることができんかということを考えています。そういうことはどうでしょうか、市長。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、本市の職員には専門的なスポーツの知識を持った経験する多様な人材が在籍しております。その人材を生かした指導者育成は、社会体育の振興に貢献するとともに、指導者確保の面から有効な手段だとはもちろん思っておりますが、現在3名の市の職員が、これはもう勤務時間外、休日等に、中学校の野球の指導者として活動をしてきています。

勤務時間中における市職員の職務に専念する義務、いわゆる職専免については条例で規定されており、勤務時間内に指導を行うということは、現時点ではとてもハードルが高いという考えでいます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、ハードルが高いと言われたんですが、どこのハードルが高いのかなと思うんですけど、市長が認めれば、職専免ができるんじゃないかというふうに思うんですけど。同僚が認めんというのもありますけど、それは市長が率先してやるべきだと思いますけど。

この1番については2にもつながりますので、2のほうに行きます。

市がそういった指導者の確保に向けて、そういった姿勢を示したら、工業会や商工会、または市内企業に競技指導者のお声や職務免除の協力要請を行って、指導者の確保を行うことができんかというふうに思うんです。

指導する人も就職口がないと来て指導はできんので、そういった特技を持たれた人が市に来るということになったら、市内企業に雇用のことの話がされとって、こういう窓口がありますというような町にできんだろうかという質問なんです。どうなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどハードルが高いといった意味ですけども、毎日のように慢性的に恒常的に指導に職務を免除してやるというのは、ちょっと難しいだろうという意味のあれです。

ただ、全国大会に出場したりとか、突発的に、まれに引率していかないといけんとか、そういったときには市長が特別に認めるというところ

は適用は十分できると思いますけども、そういった意味でのハードルが高いということでもあります。

そして、工業会とか商工会、市内の企業についてというところも、これも大変に有効な手段だと思っております。

ただ、同じように指導者、社員さんが指導に当たって本来の仕事を抜けるということに対してのハードルは、各事業主さんに対して判断していただくことになると思いますけども、そういったアプローチをするということは考えてはみたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 2番では、そういった環境づくりでは考えていきたいと言われたような気がしますので、次の3番に行きます。

地域おこし協力隊による指導者の確保はできんかというふうに思うんです。どうなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 地域おこし協力隊は、都市住民が地方に移住して様々な地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組となっております。

しかしながら、地域おこし協力隊の任期は最長3年ということもあり、一般的に中長期的に続けていく取組は難しいのかなと思っております。現状では、地域おこし協力隊を活用することは難しいと判断をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 この主張は、2番が関連しとるんです。商工会や市内企業に競技指導者の雇用、雇われたら職務免除の協力、こういったまちづくりをしとって協力隊に来てもらう。3年間はここでできますけど、今度その3年後は、こういった協力企業に就職を請け負ってもらうと、こういうようなことをされてはどうかということ言うとるんで、2番の取組ができんじゃ3番は難しいかも分かりませんし、でも、3番で3年間来てくれて、その指導の中で、その人は今度はクラブとしてそこについて指導を行ってもらうと、こういうことが考えられると思うんですよ。その辺の市の姿勢をちょっと聞かせてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり地域おこし協力隊が、任期の3年を過ぎた後も定住していただくのが本来の私たちの望むところです。

しかしながら、その任期の3年間においては、本来の自分のやるべき課題というか、ミッションがありますんで、それをしてもらいながらの

指導ということになれば、どうしても今の職員と同じような時間外での指導というふうなことに流れがなってくると思いますので、そういったところはしっかり関係を持ってもらいながら、そして3年後、任務を終了した後、定住したときにしっかりと自分の終えたミッションプラス継続される事業に対して、自分の判断で関わっていただければ、それは市としては歓迎すべきことだと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 私の聞き違いか分かりませんが、協力隊員が来たら、その協力隊員はあるスポーツについて専門的な安芸高田市の普及を図るとというのがミッションだろうと思う。

ほかのことをやりながら、スポーツ活動を指導するんじゃなくて、このスポーツを安芸高田市に広げて定着させてくれと、これを3年間お願いしますというような方に来てもらうということを提案したんですけど、その点はどうでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 申し訳ございません。ミッションがスポーツ振興というミッションということで、そういうミッションで来られることが可能であれば、そっちの方の検討も在りかと思いますが、ちょっとそれがスポーツ振興というのがミッションとして具体的にできるかどうかというのは、今即答できませんので、調べてはみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、そういうのがあるかないか言うて言われたんですが、令和3年度の地方創生予算というのが手元にあるんですけど、そういったことができるように、スポーツによるまちづくり、地域活性化活動支援事業、こういうのが予算されておるんですね。地域おこし協力隊の中にも、スポーツの振興というので雇えるようになっておる。ですから、ないことはない。考えてみてください。

次に、競技施設の提供について、質問させていただきます。

小原多目的広場の照明施設は、一応、前市長のときに廃止対象ということが挙げられております。廃止の時期はいつか言うたら、電気が切れてその照明効果がなくなった時点で、そのナイター施設は廃止だというふうに総務文教常任委員会で説明されました。

今まだ少年野球がナイターの練習をして、日々練習を技術の向上を図っておるんです。これらの状況で、指導者から暗くなったんで電球を直してもらえんかという問合せをいただきました。この電球は直さんのだと、今の市政ではやらんということを出しておるんですが、諦めな

しょうがないでと言って返事をしたんです。

じゃが、使いよるもんがおるのに、そういう施設が電気が暗くなって使えんようになったら終わりだと。こういうような市の姿勢でええんかなというふうに思うんです。特に青少年育成の、特にスポーツ活動の推進と、そういう面から言っても必要じゃないかと思うんです。

小学校の広さで使うグラウンドは違います。ナイターは甲田町のグラウンドへ行ってやりゃいいんだというのが前市長の答弁だったんですが、そこら辺はよく考えていただいて、市長、どういうふうにしていただけるのか、考えをお示し願いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現状、小原多目的広場の照明施設については、老朽化が進んでおり、安全上の問題も懸念されています。廃止の方向で検討を現在は進めておるのが現状です。

御指摘のとおり少年野球チームがナイターの練習を行っており、照明の暗さが練習に支障を来している状況については認識をしております。

先日も教育委員会のほうが現地を見に行ってくれまして、全照明をつけて1本つかなかったんですかね。全部点灯してみて、切れているのが1灯であったということを確認をしてくれておりますが、市民の皆様はスポーツ活動への熱意は大きく感じております。

しかしながら、現時点で主な多目的広場の照明施設をすぐに修繕するということまでには行っておりません、困難な状況だということをお理解いただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 承諾はできんですが、時間がないので次に行きます。

施設の利用料の徴収なんですが、昼間のグラウンドを利用するのに、受益者負担を名目に利用料の徴収が始まりました。夜間照明を利用するんなら致し方ないと思うんですが、昼間のグラウンドの利用を、グラウンド使用料が1時間当たり300円だったかありますけど、徴収せにゃいけんのかなと。

この利用料改定のときに質問したんですが、減免措置がありますというのがあったんです。それから外れるメンバー、要するに高齢者のグラウンドゴルフがそれに該当しょうるんです。料金が要るようになったのはどういうことかなと。グラウンドの整備は草やらなんかは市がやってくれるんかなということを言われるんですが、その辺の高齢者に対する減免措置というのは考えられんのか。そういうところをちょっと質問させていただきます。

○石 飛 議 長 通告外の質問になってますが、通告外なので答弁を執行部に求めるんじゃないくて、通告どおりに質問していただければと。

永井教育長。

○永井教育長　グラウンド利用における受益者負担の導入につきましては、先ほど議員のほうからもありましたが、施設の維持管理や運営費の確保を目的として、やむを得ないとの判断に至ったものでございます。

御指摘のとおり、昼間の利用は、よほどのことがない限り照明施設の利用等はありません。したがって、夜間の利用と比較して直接的な費用がかからないかもしれません。

しかし一方で、グラウンドの維持管理には、土地借り上げ料、あるいはグラウンドの除草、トイレの光熱水費などの経費が発生をしております。これらの費用を利用者の皆様に公平に負担していただくことで、よりよいスポーツ環境を維持していくことが、可能になると考えておるところでございます。

○石飛議長　答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員　今の答弁にはまだ不満を持つんですが、時間がないので次に行きます。

次の6番、サンフレッチェ広島ユースのホームグラウンドであるサッカー公園へは、本市に西日本各地から対戦に訪れておられます。

その施設は、シャワー室はない、更衣室は一緒など、広島を代表するチームの施設とは思えない貧弱な状態です。

本市がマザータウンになるのであれば、早急に改修し、環境を整えるべきと思いますが、その考えをお伺いします。

○石飛議長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　サンフレパークについては、建設から26年が経過をしております。リニューアルが必要な時期にあると認識しており、御承知のとおり今年度、基本構想を策定しているところです。

基本構想の作成に当たっては、施設の管理者、利用者の意見を聞いて必要な機能や設備について整理をしているところです。

来年3月末までには取りまとめをする予定としておりますので、来年度以降、この基本構想を踏まえて優先順位を決めて改修等に取り組んでいくように考えております。

以上です。

○石飛議長　答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員　これで質問を終わります。ありがとうございます。

○石飛議長　以上で、山本議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時57分　休憩

午後2時10分　再開



- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
14番、金行議員。
- 金 行 議 員 14番、金行哲昭です。通告どおり令和7年度当初予算についてと市長との対話会について、大枠2点、質問させていただきます。  
まず、1問目に、令和7年度当初予算についてですけど、我が市だけではなく、人口減少という、これまでもない減少を正面から受け止めた行政の処理、運営が求められている中、財政の健全性を保持し、未来に向けて健全な行政の運営を目指すとするが、市の厳しい財政状況を直視し、事業の取捨選択をするなど、これには危機感を持ち、客観的な事実に基づき、協議・検討が必要と考えるが、市長の考えをお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 金行議員の御質問にお答えをいたします。  
現在、次年度の当初予算に向けて全ての事務事業についてヒアリングを実施し、課題の洗い出しを行っているところです。その後、来年の1月末までにはそれらの課題について協議・検討を行い、次年度の当初予算を編成したいと考えております。  
議員がおっしゃるとおり、危機感を持って取り組んでおりますので、申し添えさせていただきます。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 1月に全てのヒアリング等々を行われるということですが、この中に、市長は重点的に検討して、24年度の取組を踏まえ、実績や効果を精査し客観的な事実に基づいたゼロベースの見直しとっておられますが、その点のゼロベースで見直すというシーリング等々でおられると思うんですが、その点はどう思われているかお聞きします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
ゼロベースということですが、やはり歳入歳出をしっかりと見直して、第四次改訂版の財政運営方針、財政健全化計画を基に、しっかりと、繰り返しになりますが、ゼロベースで不要な歳出を抑える、そして、歳入を増やせるものはしっかりと取り組んで増やすということで取り組んでおります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 財政をなくしてほんま、今まで我々同僚議員も、あれはしたらいいか、これをしたらいいかと。地域の立場としては、あれもやってもらい

たい、これもやってもらいたい、当たり前のことですよ。それをはいはいって答えたんじゃ、市長の立場としちゃいけないと思うんですが、我々議員としては、地域の人はいれを買ってきてもらわな困る、あれはやってくれ、行政はやってくれへんが、我々の立場でありながら、我々も財政は考えていく所存です。

2番目に行きます。

税収の減少で、財政の硬直が進化していく中、事業の縮小と利害関係もあり、住民との関係、いろいろ合意形成があると思うんですよ。市長はまず話合い、納得いくと言っておられます、市長になられたときも。

その中で、新たな新事業は何かと聞いても、市長はいろいろあっても分からんけど、新たにしたら、また財政も要るということでしょうが、市長として、市長になられての来年の本格的な予算に向けて、新たな市長の気持ち、それがあろうと思うんですよ。そこをお聞かせください。

○石 飛 議 長 新規事業の質問、全然質問になっていませんけど。

○金 行 議 員 今そういうとこで、もう一遍、2番目に行きます。

新規事業のあれですが、今の税収の減少で、財政の硬直化が進行する中で、縮小な財政としようと思っても、いろいろな利害関係、住民との合意形成もある中で、私が2番目に聞く新規事業は何かということは聞くんですが、その中でも、藤本市長として市長に出られている新たな気持ちを持っていらっしゃると思うんです。何か新たに新規事業をやる方針はあるのか、それをお聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 新規事業についてのお問合せだと思います。

先ほど申し上げたとおり、現在、予算査定中のため、まだ新規事業を具体的にお伝えできる段階に来ておりません。

ただ、これまでの事務事業の検証を行いながらも、よいものは継承し、課題のあるものはしっかりと改めるというスタンスで今取り組んでおりますので、またタイミングが来ましたら、新規事業等についても御説明、御案内できる時が来るかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 新規事業ということで、今のところは考えてないということですが、今から考えていないことは、まだ言えないこともあると思うんですが、やっぱり今からの職員の提言、提案によっても、これは新規事業と結びつけていいとか、今、市長、小まめに東京とか県庁のほうにも行かれとる。その中にも何かそれによみがえるような新規事業というのは、まだ職員との云々と言われたんですが、その中にも全然ないということもないし、いやいや、これはふるさと納税の考えで、また項目を出すということも言っておられますが、その点では何かあろうと思うんですが、その点

はいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 東京の霞が関のほうへ行って、いろんな情報をもらったりして、それを職員のほうへつないで事業化できるものがないかということも提案をしたりもしておりますけども、現時点でこうだということを今お伝えできる段階ではございませんけれども、新規事業も取り組んでいくようにしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 心の中にはあると思うんですが、市長、新規事業じゃないんです。市長も言われたように、保育所の移転問題ですが、保育所は市長のもう当初の考えで、吉田小の学区内であるということは、新規事業じゃないんですが、そういう思いは持っていらっしゃると思うんですよ。その点での新規事業というんじゃないんですけど、一応跡地ということになっただけなんですが、市長はもう、いや、これは学区内でやるということで思っていますが、そのお気持ちはやっぱりそこのということで、場所的にはいろいろ吟味されているという形で、場所を本当はいろいろ同僚議員も聞いていますが、それは新規事業じゃないんだけど、その思いのあれというのは、もうそこは100%どうですかね、学区内でやるということで御理解してもよろしいですか。

○石 飛 議 長 一問一答になってますでしょうか。予算編成についてですよ。

金行議員。

○金 行 議 員 今、新規事業をということで言われるのであれば、新規事業のあれではないんですかと問いただしておるんですから、市長、どんなですかお答えできますか。

新規事業と私は思ってるんですが、私たちの考えは、もうあそこそこへ保育所が行くという観念でおりましたので、でも市長は、選挙で頑張ってもらって、こうやってそこの学区内でやるということですが、新規事業として思っていたんです。市長の思いを聞かせてくれませんかと質問してるんですが、どうですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今の認定こども園の田んぼアート公園の後に造る事業が、私が吉田小学校区内へ新設するというので、それが新規になるんじゃないかという捉え方、見方によればそうかもしれませんが、認定こども園については、従来説明申し上げていますように、吉田小学校区内への新設ということで考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　これは新規事業という代名詞を言いましたが、これはすごく市長にとっても、我々にとっても、安芸高田市にとっても、大変なことですよ。そういうことで、私も心がけましたので、そのように市長の思いをハートに入れましたので、それで行かせてもらいます。

次は、2番目の市長との対話集会について質問させていただきます。

この市長との対話集会、市長も新しい市長です。対話集会、いろいろの今までの既存のいろんな説明会等々もあって、中学校統合問題はいろいろ、我々の感じとしてはある程度の固定観念、今までこういうことが歴史があったということだと思っています。市長がこういうことで住民に直接、地域の人に聞かせてもらいたいことは、私も市長の大らかな太い気持ちで言われたんだろうと思っています。その中に1点、市長、市民より、そのとき学校関係が小まめに説明会はしておるのは御存じだと思うんですよ、ある程度ね。

1校がいいんだが、2校にするということを出ております。その中でちょっと戸惑いが出るんじゃないかと思うんですよ。それを市長が、いや、これは1校です、2校ですということは出ないと思うんですが、それを各地域でやられて、6か所でやられておりますね、そこらの感想、所見をお聞かせください。

○石 飛 議 長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　対話集会についてですけども、今回、中学校統合問題ということでテーマを絞って、市内6町、旧6町を12か所、12会場を回らせていただきました。

金行議員さんも何回かお越しいただきまして、状況は御存じかなとは思いますが、皆さん、やはり様々な御意見をお持ちです。保護者の立場、あるいは地域の方の立場、高校生の方も来ていただいたんで、高校生の思いというのも聞かせていただきました。

私とその冒頭、私が今日はこういう1校にしますとか2校にしますよということは申し上げませんということで、対話のほうをさせていただきました。

その中で、やっぱり市長の思いを聞かせてほしい、考えを聞かせてほしいという御意見もいただきましたけども、基本的に今ある状況は、市内1校、あるいは2校という案が素案として示されております。

そういう状況の中で、私が市長にならせていただいて、最終的に判断をしなきゃいけない状況の中で、もうちょっと皆さんの意見を聞いて判断する材料と言いますか、にしたいなという思いで、直接回らせてもらいました。

以前も対話集会というか、説明会の期日の案内が急すぎて行かれなかったとか、それは主に地域の方の意見ですけども、保護者の方は丁寧に教育委員会のほうが学校を回って話をしてアンケートも集約できている状況ですので、そういった意味で地域の皆さんの意見ももう一度聞いて、

再度、方向性を考えるときの指針というか思いにしたいなということで回らせてもらいました。

ですから、今回いただいたいろんな意見、今まとめておりますけども、そういったものを参考というか基に、今ある素案とを一緒にして、安芸高田市の中学校統合の取るべき方向というのを判断をしていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 市長の幅広いハートで聞いてくださって、市長、1月早々、中学校を回られるということですよ。市長の話では、3月にはある程度の筋道を立つということをおられましたよね。その点はどこまで出すのか。いや、話しを回ってみれば、パスを出せないんじゃないかということも思われておると思うんです。

そごはありましたよ。今まで歴史を含めて、もう遅くなっているんですよ、これも。やんなきゃいけない、市長もよう分かってくださったと思うんですよ。そこらを3月までこれは出すということもありますが、その点は引き続きどう思われているか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 3月までに方向を出すというのは、新聞報道等でも御存じだと思います。そうしようと思って今、取り組んでおる状況です。1月に中学校6か所ですね、それぞれ回らせてもらって生徒の皆さんの、今、生徒の皆さんの統合ということにはならんのですけども、中学生から見る統合像というようなものをしっかりと聞きながら、そして、3月、今年度いっぱいには、教育総合会議等もありますので、そういった手続を経て、最終的に方向を出そうと思っております。その思いに今のところ変わりはありません。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 この中学校統合問題ですね、市長、3月に出す言うて、いや、おかしいじゃないかなという思いというのは、市長一遍言われたことですからあれですが、これ市長はやっぱり、この中学校の統合問題ということは、やっぱり人口減少にも、市長も御存じのように、やはり、地元にあったほうがいいんですよ、どこの地域も。将来の総合的關係、財政も考え、いろいろなこと考えて3月に出していると思うんですが、これ人口減とすぐ関係があると思うんですが、人口減とこの統合というのは関係あると思うんですが、その点、最後の私の質問ですが、ちょっと聞いて回答してください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 金行議員がおっしゃるとおり、中学校がなくなると、人口減に拍車がかかるという意見もあるのも分かりますし、私もそういうふうになるのは重々承知しております。
- ただ、子どもの教育環境を整えるという意味で、土地をどうするかという、本当に究極の選択をしなければいけないときが来るんだろうと思いますし、それができずに今まで13年ぐらいですかね、かかってきているんだと思います。
- それだけの大きな課題だと思っておりますので、これをしっかりと判断をして、その判断した以上は、もうそれが成功する統合になるように考えていきたいなと思っております。
- 以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。
- 金行議員。
- 金行議員 一番今、我々高齢化、人口減に対して、この学校統合、小学校も一緒でしたが、保育所も一緒、中学校もなおさら一緒でございます。人口減とともにして3月に回答を出すということですが、私たち議会と執行部は二元代表制として、やっぱりぎくしゃくするところは話し合い、その中で話もし、前に進んでいきたいと思っておりますので、市長のほうの最大なる決断をしてくださるようお願いしまして、私の一般質問は終わります。
- 石飛議長 以上で、金行議員の質問を終わります。
- 続いて、通告がありますので発言を許します。
- 6番 南澤議員。
- 南澤議員 6番 南澤克彦です。通告に基づき大枠2点、御質問いたします。
- まず1点目、次世代リーダー育成事業についてです。
- 今年度初めて中学校の生徒会長をオーストラリアに短期留学させる次世代リーダー育成事業が実施され、その様子が広報あきたかた12月号に掲載されています。
- 事業の狙いは、人材育成と生徒会活動の発展であると、当初、事業の説明がありました。
- まず、それぞれについてどのように評価されているかを伺いたいと思います。
- 1点目、まずは人材育成についてお伺いします。
- 石飛議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 南澤議員の質問にお答えいたします。
- 生徒会長を中心に、6名を今回は派遣することができました。今回の事業はネイティブな英語や異文化体験はもちろんのこと、生き抜く力を養うのにとっても有効な取組であったと評価をしております。
- 以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。
- 南澤議員。

- 南澤議員 事業に参加された、留学をした生徒会長を中心とした生徒、実際当事者の方々はその英語力だったり、生き抜く力、いろんなハプニングですね、言葉の通じないというか、母国語ではないところでの土地で出会う、そういう出来事でいろんな対応力とか経験値は積まれたと思います。その当事者だけでなく、学校全体についてはどのようにお考えかということについて伺いたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 当然、行ってもらった6名の方は、先ほど紹介があったような体験をされました。それを帰ってきて在校生にどのように展開するか、あるいは中学校の中でどうするかというところですけども、この前、各学校でこの取組の報告会をしてくださいました、生徒は。  
私も全部行きたかったんですが、ちょっと出張等もかぶって2校やったかな、3校ほど行って、その発表を聞かせていただきましたけども、やっぱり在校生の皆もすごい興味を持ちながら聞いてくれました。本当にいい取組をして、体験をしてきてくれたんだなという思いの中で、それを聞いた在校生が、また次の派遣に応募するとか、あるいは自分でそういう海外へ飛び込んでいくきっかけになればいいのかなという思いで聞かせていただきました。  
相乗的に考えて、やはり中学校全体に対してもいい効果を与えるんだろうなという評価をしております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 派遣された生徒以外の在校生についても興味を思ったり、外国、海外が身近になったり、その異文化に関心を持つきっかけになったということで、私が聞き取った内容ともほぼ一致しております、そういったものが広く共有されたし、この中山間地、山の中にいて、あまり海外を身近に感じることも少ないのかなというふうに思うんですけども、そういった点では、そういった海外に関心を高めるいい機会になっているというふうに評価を私もしています。  
では次、(2)番です。  
次に、生徒会活動の発展が当市の狙いの一つだったんですが、そちらのほうについての評価をお伺いしたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 生徒会活動への発展ですけども、先日11月20日に開催されました生徒議会においても、各校が本当に具体的な提案を盛り込んだ質問をしてくださいました。そういった意味からも、本当に生徒が力をつけていることを実感しております。  
個々の成長が生徒会活動にも好影響を与えているという評価をしてお

ります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

永井教育長。

○永井教育長 生徒会活動は、子どもたちがやがて出会う政治の原点と捉えています。生徒主導による活発な生徒会活動で、生徒たちが獲得した知識と経験、問題を解決していく力が、次の世代を担うリーダーとしての基礎になると考えています。

先般、11月20日に開催しました生徒議会では、先ほど市長も答弁しましたが、各校が具体的な提案を盛り込んで質問をしてくれました。質問や提案の中身もそうですが、我々執行部と対峙する姿からは、生徒が確実に力をつけているということを実感したところです。

このように、生徒個々の成長が生徒会活動に好影響を与えているという評価をしております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 生徒会活動が政治の原点と、まさにおっしゃるとおりだなというふうに思います。

お話にありましたとおり、11月20日の生徒議会、私も傍聴しておりましたが、発言する姿、堂々とした姿だったと思いますし、また執行部の答弁に対しても粘り強く質疑を繰り返す姿なんかを拝見して、本当に頼もしいなというふうに感じたところであります。

政治の原点と言えば選挙にもなるんだと思うんです。その辺りを含めて、(3)番の質問をしたいと思います。

今回の生徒会長なり生徒会の役員を海外に派遣するというところで、その姿を見て憧れて自分もそのようになりたい、そういう体験してみたいと思うような志を持つ方がいて、それが1人ではなくて複数人おったときに、じゃあ、自分が生徒会の活動としてどんなことをするのかを、生徒の皆さんに訴えて支持を得る、そういう競争が起これば、より生徒会の活動というのは発展していく、活発になっていくと思います。

ところが、生徒会の役員決定は、各校11月末あるいは12月の初めとなります。来年度、この事業があるかどうか、やっぱり立候補する上で生徒たちにとっては関心事になり得るのではないかなど、立候補する動機に影響があるのではないかと考えます。

しかし、今の時期に、まだ来年度この事業があるかどうか、予算は来ていませんし執行部のほうからの提案もない状況と認識しています。

ですので、次年度以降あるのであれば、この段階において選挙のある前に、事業があるかないかというのをしっかりと学校側を通じて生徒にお伝えするべきではないか。それがあって初めて、その生徒会活動の発展により大きく寄与できるものとなると思います。

そこで、次年度、この事業を継続されるのかどうか、執行部及び

教育委員会の所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

タイミング的には本当におっしゃるとおりだと思います。事業の継続に関しては、現在予算の編成中ということで、検討段階であります、継続をしていきたいという思いではあります。

生徒たちには、今回参加してくれた生徒の各校での報告会のときに、まず予算のことなんで分からないんだけど、継続をしたいなという思いは持っているということは伝えてあります。

以上です。

○石 飛 議 長

引き続き答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長

議員御指摘のように、この事業の対象が生徒会長である以上、立候補の動機に影響するということはあると考えています。

そういうことを踏まえ、これまた市長が先ほど答弁しましたが、各校の報告会等で、方向性についての思いというのは市長が伝えてくれるところです。

そういうことで、事業の継続に関しても、現在、予算編成中で検討段階ではありますが、教育委員会としても、少なくとも来年度に向けては、必要経費を要求していこうというふうに考えております。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

市長、教育長のほうから、来年度に向けて前向きな方向で検討して下さっているという回答をいただきました。

これ予算がつくとしたら、これは来年度事業の予算がつくんですけども、その先のことが次の来年の11月、12月の段階で分かっていないと、また同じことが起きてしまうと、そういうこともあると思うので、その辺りも含めて予算編成を考えているのか否か、その辺りを改めてお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長

御指摘のように、先ほど少なくとも来年度はというふうに申しましたが、その次からどのようにしていくかということについては、現在検討しておるところです。本当に議会の理解もいただいて、今年度の6名は本当に大きな体験をして帰ってくれました。

しかし、どうしても心の片隅と言いますか、引っかかっておるのが、行政がやることですので、本来であれば、全ての生徒にこの体験を保障していく、それが原則だろうと思うんです。その辺り、この事業を立ち上げるとき、前市長ともかなり協議はさせていただいたんですが、結果として、第1回については生徒会長6名ということになりました。

したがって、3年目以降と言いますか、その辺りについては可能な限

り、予算のこともありますし、全ての生徒が同じように恩恵を受ける、そういった事業として継続していくことはできないかということを経済委員会で検討しているところがございますし、もう少し教育委員会としての考えが固まりましたら、市長、副市長のほうへ協議をしていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 確かに選ばれた生徒会長あるいはそれに準ずる方が行って、その予算が1人当たり72万円という予算が今回かかっていると思うんですけども、個人に集中してしまうというところは、考え方というのはたくさんあるんだろうなと、受け取り方もたくさんあるんだろうなというふうに思います。

そもそものルーツと言え、その生徒会活動の発展というところを選ばれた者がと、政治の原点だという話だったんですけども、その全生徒に同じようにというふうになったときには、ちょっと文脈が変わってくるのかなというふうに思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 文脈が変わってくるかということでございますが、欲張った言い方を申しますと、日本に居ながら今回のような体験ができないかなという視点を持っています。今日、日本に外国の方もたくさん住んでおられます。したがって、現地に出向くのが一番理想ではありますが、そうすると、全ての生徒ということがかなわなくなります。予算の関係上ですね。

したがって、日本におりながら留学体験のような、そういう体験を全ての子どもたちに保障していくことはできないかなということで、考えておりますので、大きく内容が変わるということにはならないというふうには考えてます。

その中で、生徒会の活性、強いては生徒会の活性化の中で、いわゆる政治への関心とか、そういったものにもつなげていくということは、十分可能だろうというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 日本に居ながら日本の国内でというような体験、外国語、あるいは海外、異文化に触れるというようなこと、そうですね、費用面のことを考えれば、そういう在り方もあるんだろうなというふうに思います。

また、一方で、その政治の原点で選挙の善政競争というんですか、よい行い、よい政策で競争するというような部分でも、その海外留学というものがなくても、そういったものというのは本来行えるはずで、そうなるようなまた考え方、仕掛けというものも必要だなというふうに理解しました。

では、次の質問に移ります。

大枠2番目、不登校の支援についてお伺いします。

文部科学省が今年10月31日に発表した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要によると、全国の小中学校の不登校児童生徒は11年連続で増加しており、去年は過去最多の34万6,482人だったと報告されております。

そこで、(1)番、安芸高田市の状況はどのようになっているかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 2023年度、令和5年度におきましては、市内小中学校の不登校は54名、内訳は小学校17名、中学校37名となっています。2022年度と比較しまして、2名減少しておる状況にあります。

今年度、2024年度11月末現在の不登校児童生徒数は、42名となっております。小学校21名、中学校21名です。このままで行きますと、中学校はやっとかなりな人数の減少に向かうのではないかなというふうに予想しておりますが、逆に小学校のほうは、この11月末現在で、昨年度の数を上回っている状況にあります。

この辺は今後の動向を見ながら、しっかりまた分析をしていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 状況は分かりました。全国的には不登校児童生徒の数が増加し続けている中、安芸高田市においては、一昨年から昨年にかけて減っていて、今のところ今年度も減少傾向にあるということで、特に中学校のほうで減少しているということなんですけども、これはスペシャルサポートルームが効果があったというふうに認識されていますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 御指摘のように、中学校のスペシャルサポートルームSSRも大きく影響しておると思いますし、市内6中学校が現在いわゆる生徒一人一人に応じた、多様な学びを少しずつ提供しようということで、検討・工夫をし、実践をしてくれている結果が少しずつこの数字にも表れてきているのかなというふうに思っております。

ぐっと伸びたのは、御承知のように、コロナ禍のこの4年間で大きく数字が跳ね上がりましたので、また、その前の状況に何とか戻そうということで、これはもう学校現場、教育委員会、一体になって今重点施策として取り組んでおりますので、その辺りがSSRの取組と合わせて減少につながっているのかなというふうに考えておるところです。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 私もPTAの活動だったり、学校運営委員会の活動なんかを通じて、学校現場のほうによく足を運ばせていただく中で、大分教育の何て言うんですかね、生徒に対する接し方が、雰囲気変わってきたなというふうに感じているところで、教育委員会あるいは学校の先生方の御尽力というか、サポートの成果が出ているというふうに感じています。

では、次の質問です。(2)番、不登校を含めた多様な教育課題の解決に向けた総合的な支援をするという目的で、教育支援センター、いわゆるあすなろが設けられていますが、利用状況についてお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 利用状況でございますが、11月現在、利用者は中学生2名です。また、小学生は現在1名体験入学中ということになっております。そういう状況になっております。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 今年度、今不登校等とカウントされている42名中、中学校の2名が利用されていると。1名は、ということだったんですけども、年間にかかる予算とその財源内訳について教育支援センターのものを教えていただけますでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 年間予算ですが、職員2名を配置しておりますので、その人件費569万1,000円、その他運営費122万8,000円、合計691万9,000円となっております。

財源は全て一般財源です。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 全て一般財源で690万円余りということなんですけれども、これ以前、あすなろが丹比西小学校にあったときは、もう少し通われている人数が多かったと思います。

これが災害があって小田小学校の跡に移って、そこから減少傾向にあるというふうに思うんですけども、現状、常時利用されているのが2名で、この690万円という額がかかっているということについて、教育委員会としてどのような所感と言うか所見を持っていらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 人数が減少している原因が大きく二つあると思います。もちろんその他もあるんですが、大きく言えば二つあるというふうに思っております。

一つは、先ほどありましたように、水害を受けて、現在、旧甲田町の小田小学校で開設をしております。ここへの距離とか、特に後半の芸備線前後の辺りが道幅がかなり狭いということもあって、その送迎をされる保護者の方が、ちょっとやっぱり車を運転するのに自信がないとか、そういったようなことがあります。場所の問題が1点目です。

もう1点目は、この間、安芸高田市にも待望のいわゆる民間のフリースクールが誕生しました。したがって、それはこの旧吉田町にありますので、そういった利便性から、現在フリースクールへ通う子どもたちも増えてきておる、そういったところがあります。

お問合せの、いわゆる費用対効果と言いますか、予算ですが、学校に通いたくても通えないというか、行けない、そういう子どもたちには、もう可能な限りの支援をするべきだということを基本的に考えておりますので、大変市民の皆さんとか、財政的な面では申し訳ないんですが、予算を過剰投資だとか、そういったようなことは全くと言いますか、今の段階のところ考えておりません。もっともっと支援をする必要があるというのが、本音のところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 多様な学びの場というか、成長する育ちの場を確保していくということは重要なことだというふうに私も理解しております。

一方で、やはり効率性というところも抜きには語れないというふうに考えます。場所、立地的な要因というのは、おっしゃるとおりちょっと通いづらいところにあるなという印象を持っているんですけども、今おっしゃったように、フリースクールができたという中で、全国的には教育支援センターの機能を民間に委託しているところもあるかと思えます。例えば、雲南市のカタリバなんかは有名かと思えますけれども、そういった形で、効率的な民間活用をするような方向性もあるのではないかなというふうに思うんですが、その辺りの所見を伺えればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 現在、市長にもお願いをしているところなんですけど、私が思うにはいわゆる公設の教育支援センター、それから民間のフリースクールのような施設、要するに当事者から見ますと、選択の幅があるほうが、より効果を発揮するのではないかなというふうに考えております。

合わせて待望のフリースクールが市内に開設されたと言いましても、まだ1校ですので、いわゆる学校へ行きづらくなっている子どもや保護者からとってみたら、2つのうちからの選択という、まだそういう状況です。

これから、もっともっと民間の施設等が出てくれば、議員御指摘のような点についても検討が必要になってくるかと思いますが、現在は公設と民営の2つの施設があるということに、要するに利用者からすると、

選択の幅があるということで意味があるというふうに考えているところ  
です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 おっしゃるとおり選択できるという状況がやっぱり一番豊かな状況  
だというふうに思いますし、そういった状況ができたというのは一つう  
れしいことだなというふうに思います。

旧小田小跡に移ってから、ずっと利用者数というのがかなり落ち込ん  
でいる状況がある中で、立地の問題というのは共通認識だと思うんです。  
そういった中で、立地を別のところが、そんなに広いスペースが要るわ  
けではないと思いますので、空いたスペースを使ったりするというよう  
なことの考えはありますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 それについては、あくまでも今、旧小田小学校は仮の施設という捉  
えを当初からしておりまして、その当初から教育委員会で言いますと次  
長を中心に場所をずっとこの間探し、その都度ここはどうかというよう  
なところがあれば検討を重ねているところなんです。残念ながらまだ  
ここに新しい教育支援センターを設置しようという、そういう適切な場  
所が見つかってないというところが現状です。

市長のほうからも、ここはどうかというふうな提案もいただいたりし  
て検討はしておるんですが、最終的にはやっぱりどうしてもそういう不  
登校の子どもたちが通う場所にしては少し課題があるかなということが  
その都度、最終的な結論になって、現在まだ適切な、いい場所を探しき  
れてないというのが現状でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 場所を検討してくださっているということを確認できました。

では、次の質問に移ります。(3)番です。

市長の所信表明の中に、全ての子どもの学びを保障する取組として、  
いじめや不登校等の悩みを抱える児童生徒を支援するための体制整備を  
はじめ、フリースクールやオンライン教室を通じた子どもの学びの場の  
拡充など、学校現場とNPOやフリースクールなどとの連携を図ります  
と言及があります。具体的にどのような事業を展開するお考えか、伺い  
ます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、実施並びに検討している事業は四つあります。

まず、1点目、先ほどもありました教育支援センターと不登校児童生  
徒に対し、学習支援を行うフリースクールの連携会を実施しております。  
今年度は教育委員会、教育支援センター、フリースクールの三者で定期

的に活動内容や利用状況について連携をしております。

次、2点目ですが、教育支援センターの支援員による学校訪問支援を実施しております。不登校傾向の児童生徒が利用するスペシャルサポートルームや別室への支援として、週に2日程度、支援員のほうが直接学校現場を訪問し、児童生徒対応及び教員の支援を行っております。

3点目、これは現在、教育支援センターによるオンライン支援を検討しております。教育支援センターと各校のSSRや別室等をオンラインでつなぎ、支援員と話をしたり活動したりすることをできるオンライン支援を検討しております。

最後、4点目ですけれども、先ほど紹介ありました、フリースクールについてですが、不登校児童生徒に対し学習支援を行うフリースクール等に対し、補助金を交付する事業の実施を今、検討して新年度に上げようと思っております。

以上で、4事業の御紹介です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 具体的な説明ありがとうございます。では、次の質問に移ります。

4番目、支援体制整備の一つの案として、学びの多様化学校が挙げられます。利点としては次のようなものがあるかと考えています。

1つ目は、学校教育法の施行規則の規定によらない教育課程を編成することができる。つまり、例えば小学校の4年生以降だったら、年間1,015時間ですかね、中学生まで全部その時間を教科、国語何時間、数学、算数何時間と決まっているものが、そこを少し緩和した緩い教育課程を編成できると。そのため生徒一人一人の学習状況や興味・関心に応じた柔軟な教育が可能であるということが1点目。

2つ目、文科省は各都道府県に1校は配置したいというふうに目標を掲げていますが、広島県内で手を挙げている自治体は今のところないということを確認しています。したがって、支援が受けやすいタイミング、状況にある、というふうに考えます。

3点目、不登校児童生徒の支援を重視する地域として、学びの多様化学校ですね、いわゆる不登校特例校を設置することによって、そういった支援を重視する地域というふうに注目され、ほかの地域からの移住者の増加も期待できるし、市内からそういった教育を求めて出て行こうとする、出ていかざるを得ない方々が、引き続き市内にとどまれないかなというふうに考えます。

人口減少がこの町のかなり大きな、一番大きな課題と言ってもいい状況ではないかなというふうに思うんですけども、では、これから特に増えていかないといけない若い世代、子育て世代について、中学校統合の件でも大変これが課題になっていますが、何かしら対策を立てて実行していかない限りは、人口が減り続ける一方で、物の推計によれば2100年ですよ、まだ随分先、75年後ぐらいですけども、人口が3,000人

台になるんじゃないかというような推計も出ている中、子育て世代が1組でも2組でも残る、あるいは移住してくる、そういう前向きな施策が必要ではないかなというふうに考え、質問します。

一案として、こういった不登校特例校というか、学びの多様化学校といったようなものを安芸高田市に設置する、整備する、そういった検討をする価値があるのではないかなと思いますが、その辺りについて所見をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 いわゆる不登校特例校ですね、全国に35校、今あるのではなかろうかと思っています。この近隣では津山市ですか、岡山県にあると承知しておりますけども、先ほど来、南澤議員がおっしゃるように、児童生徒一人一人の学習状況や興味・関心に応じた柔軟な教育を展開できるということでは、不登校支援を行う上で非常に大切な施設、学校だろうと思っております。

しかしながら、現段階では具体的にその設置の検討には入っておりませんが、先ほど来あります中学校の統合問題等もありますので、やっぱり大きい学校になりますと、不登校のお子さんが増えるということもあります。そういった部分で平行して統合のほう、もし具体的に進めていくようになれば、こういった特例校も含めて多様な学びを場を保障するという意味でも、考えていかななくてはいけない具体例だろうとは認識をしております。ただ現時点で、じゃあ来年度、この特例校を設置するように予算化していくというところまでは至っていない状況であります。引き続き検討のほうをしていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 引き続き答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 市長答弁にもありましたが、現段階におきまして、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置を検討することは行っておりません。

児童生徒一人一人の学習状況や興味・関心に応じた柔軟な教育は、不登校支援を行う上で、先ほど議員のほうからもありましたが、非常に大切な考え方であるということは認識をしておるところです。

現在、市内の一部小中学校におきましても、スクールサポートルーム、いわゆるSSRを設置していますし、教育支援センターでも、個別の支援を通して柔軟な教育を心がけているところです。

学びの多様化学校設置についてですが、議員のお考えであります、他地域からの移住者辺りも見込んでということになってきますと、これは市長の政策とも大きく関連をしていくというふうに思いますので、私の立場での答弁は控えるべきかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしましても、先ほどから言っておりますように、やはり学校に来たくても来れない子どもたちをしっかりと支えていくということは、私の立場、教育委員会の立場で言いましたら、移住者を増やすと

か、どうこう言うよりも、ちょっと生意気な言い方になりますが、純粹に教育として支え、考え、全ての子どもの学びを保障するということが大切にしていききたいというのが思いでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 現段階で具体的な検討はしていないということなんですけども、物としてそういう仕組みとしては研究の余地があるというような状況だというふうに理解しています。

私、この不登校特例校だからというわけではなく、学びの多様化だったり、特に今全てカリキュラム、時間数が決められている中で、主体的な学びと言うんですけれども、でも授業のコマ数は決められていて、学びたいことは、あらかじめ文科省が決めている、先生が決めている。時間割についても、自分が学びたい、これは興味を持って、これ調べたいと思っても、1時間経ったら違う授業が始まって、その主導権というのは、子どもにない、学習者にない状況だと思います。

こういった状況の中から、主体性がどんどん奪われていき、自分たちで何かその状況を変えられないわけで、自分たちの当事者性とか、自分たちでこの問題を変えられるとか、何とかできるとか、そういう感性がどんどん奪われていってしまってるのが日本の状況じゃないかなというふうに理解をします。

そういった中で、このカリキュラムの柔軟性があると、必修科目の時間数を減らすことができる、その分を例えば総合的な学習の時間に振り分けることができるということは、これから必ず必要になっていくし今、我々が目指さなければいけない教育像を実現していくために、この柔軟性のあるカリキュラムを組める状況というのは大変重要だと思ってます。

これは、その授業時数特例校という制度も昨今できてきて、まだ事例としては少ないとは思いますが、そういった形の教育の場を整備していく必要があって、その不登校特例校に学びの多様化学校については、分室という形でも整備ができるわけで、そういったところから、いかに主体性を持った当事者性を育てられる教育が可能かというところに取り組んでいくべきではないかなというふうに思います。

これは、私の考えなので、その辺りについて教育委員会なり、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 南澤議員の指摘されるような体制というのを考えていかなければいけないと思っています。分室を含めてということで、文科省のほうは300校を目標に全国に設置するという思いを持ってるので、安芸高田市、先ほど来繰り返になりますけれども、中学校統合等もありますし、子どもが少なくなってくる、そういった中でいかに学びの場を確保するか、選択できる場を増やすかという意味で、この特例校も選択肢の一つ

には当然入ってくると思いますので、その辺については状況を見ながら、また教育委員会とも相談をしながら考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 引き続き答弁をお願いします。

永井教育長。

○永井教育長 現在の公教育が、子どもの主体性と言いながら主体性を奪うような制度と言いますか、システムになっているのではないかという御指摘については、その公教育に中心的に関わっておりながら全く議員の御指摘のとおりだというふうに思います。

外から変えるということも大切なんですけど、やはりうちから変えていくというエネルギーと言いますか、それを起こす必要があろうというふうに思います。ささやかな取組かも分かりませんが、いわゆる校則の見直しも、県内においてある意味一番早く取り組んできたと思っています。

そして、今年度からは、この数年間施行してまいりました小学校におけるチーム担任制です。小学校は、もう何十年というほど固定担任制、担任が固定しています。3月議会だったかと思いますが、子どもに担任を選ぶ権利すら保障されていないという言い方をさせていただきましたが、チーム担任制というのは、子どもから見て相談したい先生に相談ができるような形、公教育で今の制度で許されている範囲は今、いろいろな取組を模索しながら、少しでも議員の御指摘のような、子どもたちに主体性が育つような、安芸高田市の公教育を目指したいというふうに思っております。

制約というのは当然、公教育なのであるわけですが、この辺り、市長ともしっかり協議しながら、公教育の中でできる取組というのを果敢に挑戦していきたいと思いますので、チーム担任制辺りも、また議員の立場で御支援いただければ大変うれしく思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、教育長がおっしゃっていただいた、校則に関しても、チーム担任制に関しても、着実にその成果というのが出ていると思いますし、学校現場、生徒たちの様子を見ても、やりやすくなっている分、通いやすくなっているのではないかなというふうに感じます。

その内輪から変えていける部分ももちろんあるんですけども、カリキュラムですね、がちがちのカリキュラムで主体性を発揮せよと言っても、なかなか、これまで探求もちろん進んできて、成果を上げていると思うんですけども、さらに一歩進んだ形にしていく必要があると思います。

というのも、やっぱり今15歳、高校生が100万人ぐらいいて、今生まれてきたばかりの子たちは70万人で、約3割これから減っていく中で、その入試における学力、いわゆる学力を付けていこうというのが、これまでの至上命題だったと思うんですけども、どんどんどんどん推薦入

試、総合型選抜が増えていって、現段階でも入試の5割は一般入試という、一般入試が5割ですから半分ぐらいがもう選抜や推薦やらになっていると。これが人口減っていけば、大学もどんどんどんどん早めに生徒の確保をしたくなるわけで、指定校推薦の枠が増えていくような状況も見受けられます。

いわゆる偏差値を伸ばしていく、点数を取れるようになっていくという力も大事ですけれども、やっぱり自分主体的に考えて、当事者として世の中に関与して、自分たちで自分たちの未来をつくっていけるような人材を育てていかないといけない中で、カリキュラムについて固定的なものを文科省は緩めていて、そちらに時代が変わっていきこうとしている中で、早く施行してですね、早くそういったものを今学んでいる子どもたちに提供していくべきではないかと思うんですけども、そのカリキュラムの柔軟性をつくっていくという点で、学びの多様化学校だったり、授業時数特例校だったり、こういった辺りが非常にトライしてみる価値があるのではないかなと思うんですが、そのカリキュラムの点でもう一点お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 カリキュラムの件につきましても全く同感でございます。

ただ、公教育で当然縛りがあります。文科省も気づきかけてはきているんだろうと思うんです。今の学びが多様化学校では、カリキュラムに柔軟性を持たせるとかで、いろんな形が出てきておりますので、しかし、今すぐこの安芸高田市に待ち合うかと言うと、また一方での課題というのは、今現在、何とか公教育で不登校ゼロを目指そうということは今、学校現場と一生懸命取り組んでいる、そういった状況もございますので、しっかり動向を注視しながら、いずれにしても、これからの時代を生きる子どもたちは、安芸高田市ではPBL、探究学習ということで取り組んでいますが、自ら課題を見つけて、自らその課題を解決するような、そういう力をつけないと、本当に豊かな人生を送るというのは難しい時代に入ってきています。

したがって、その辺りも含めて学力感、御指摘ありましたけど、テストの点数を含めて学力というのはあるんですが、やっぱり目に見えない学力というのが、むしろこれからは大事にされるし、問われる時代というのは、もう間違いなく来るというのも、もうそういう時代に入っています。議員御指摘のとおりです。

その辺りを含めて動向に注視しながら、いずれにしても子どもたちが主体的な生き方ができる、そういう公教育を目指したいというのは全く同じだと思いますので、引き続いて努力をしまいたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 以上で、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○石飛議長 以上で、南澤議員の質問を終わります。  
ここで、15時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時22分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。

5番、小松議員

○小松議員 5番、小松かすみです。通告に基づき、大枠2点についてお伺いします。

大枠一つ目、青少年育成について。

本市には2008年から2017年までの10年間運用されていた安芸高田市青少年育成プランがありましたが、現在、青少年育成プランは策定されておられません。近年、青少年を取り巻く環境や社会は複雑で、不安やストレスを感じている子どもたちが多く、同僚議員からもありましたが、不登校生徒が多い状態にあると。

このような状況の中で、現在20年後を見据えた総合計画の策定準備が行われております。今後、本市の教育だけではなく、幅広い意味での青少年育成プラン策定と運用による子どもたちの生活環境、教育環境の改善やサポートが求められると考えます。

そこで、以下、三つの観点についてお伺いいたします。

(1)青少年育成についてです。

一つ目の質問です。藤本市長の所信表明のビジョンの一つ「すくすく子育てと学び」がありますが、青少年育成に特化した方針をお伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 小松議員の質問にお答えいたします。

青少年は、将来、社会を担っていく若者であるという考えに立ち、青少年育成については、特に義務教育課程の子ども達の発達段階に応じて、規範意識や公民意識を学校・家庭・地域とともに育むことを方針とする考えです。

そのため、行政だけではなく、学校・保護者・地域、時には企業や事業所も加わり、一体となって子どもたちを育成する仕組みづくりが重要と考えております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 先ほど答弁にもありましたように、多方面から子ども達の育成を考え

ていくということで、非常に大切なことだと思います。

続いて二つ目の質問です。

今後、未来を背負っていく青少年たちを見守り、育てていくために、9月の定例会の答弁で少し触れられてはいらっしゃいましたが、本市として新しく青少年育成プランを個別に策定するのか、総合的に計画をするつもりなのか、その後方向性が変わられているのであれば、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本市の青少年育成に係る基本的な考え方や施策の方向性を示すものとして御紹介いただきました、2008年に青少年育成プランを策定しております。

プラン計画期間中の2015年、次代を切り開く青少年の育成を目指すことを目的とする青少年育成プロジェクトがリーディングプロジェクトの一つとして、第二次総合計画へ盛り込まれたことから、その後個別の計画は策定をしていないのが今の現状です。

今後においても、次期総合計画に位置づけることを考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 では、20年後を見据えた総合計画にしっかり青少年プランを盛り込んでいくということですので、ぜひとも10年後、20年後、安芸高田市の未来を担う青少年の育成に関する計画、施策は本当に大事なことだと思います。

先日、12月8日に広島FMの広島県の中高生応援番組9ジラジのDJの大窪シゲキさんが、「中高生と未来の安芸高田を考える」という非常に興味深いテーマで市民セミナーが行われました。

関係者から話を聞きますと、少々広報的なちょっと集客はそこそこだったらしいんですが、生徒同士がお互い横のつながりができて、学校の枠とか思いに捉われず、子どもたちが意見を発表していたようだという事もお聞きしまして、一定の成果を上げているんじゃないかと思いません。

青少年の育成という意味では、今の中高生の考えや思いに寄り添ったりとか、受講生の子たちが交流ができるような場所をしっかりと創出していくというのは、大切なことだとは思っております。

未来の投資という意味で、しっかり予算を組んで、魅力ある講師、中高生が魅力と思えるような講師を招聘して、週末ではなく平日に授業の一環で青少年育成セミナーであるとか、子どもたちが交流できるようなワークショップであるとか、そういったような積極的な青少年育成の計画などを検討する考えがないかをお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 当事者の意見を聞くというのは、これは青少年育成を問わず、いろんな分野で必要だと思います。それで今回のイベントが本当に中学生の生徒同士の交流でとてもよかったという報告はいただいております。ちょうど僕も参加をしたかったんですが、他の行事と重なって行けなかったんですけども、そういった意味で、これから先、そういったプロジェクト、総合計画にもそういった青少年の健全育成のことも位置づけていきますが、その中でもシンポジウムを計画して、この思いをこの時期の総合計画に反映させるというようなことも考えておりますので、時あるごとにそういったものを有効に当事者の声を反映するイベント、機会をつくっていききたいなとは思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 様々な場所で市民の声、青少年の声を聞いて、シンポジウム等も検討されていらっしゃるということですし、1月の中学校統合についてのテーマの中学生との対話集会だとは思いますが、中学校統合だけではなくて、今の中学生が何を求めているのか、何を考えているのか、そういったところのこれからの未来を考えている上での中学生の思いをしっかりと、そういった場も貴重な場ですので、拾っていかれながら、ぜひ、総合計画に生かしていただければと思います。

続いて、二つ目の(2)青少年育成安芸高田市民会議についてです。

当会議は、「あいさつ・声かけ運動」を長年市内各所で実施しております。また、向原支部では、合併前から約40年間、青少年の声を聞く会が毎年開催されてきました。

21世紀の国際社会に生きる青少年に必要な、自ら学び、自ら考えるなど、生きる力を育むことを願い、青少年への理解と認識を深めることを目的とし、青少年の意見発表会を聞くだけではなく、向原は保幼小中高の連携による学習や活動成果発表もあつたりとか、地域が子どもたちの成長や活躍を見守ってきた歴史ある貴重な事業でした。

しかし、令和4年に本市からの補助金が打ち切られ、運営事務局も支所から引き上げられました。昨年度を最後に、今年度は開催されておられません。地元運営関係者や地域からも非常によい取組だったということで、再開を望む声も多く聞きます。中学校の統合議論がされる中だからこそ青少年育成の一環として、地域が子どもたちと関わり、育成することの事業を残すべきだと考えます。

一つ目の質問です。

青少年育成に関わる未来の投資として、令和3年度まで予算化されていた補助金について再度予算化をし、向原支所に地域と学校をつなぐ機能として事務局を再度設置し、地域に根差した特色のある青少年育成安芸高田市民会議向原支部の活動を再度推進することを検討する考えがな

いか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 青少年の声を聞く会が、安芸高田市青少年育成向原支部と地域の皆さんによって長年にわたり歴史と成果を積み上げてこられたということは承知をしております。

青少年の声を聞く会については、教育委員会がその事業目的を継承して、新しい事業を検討しているようになっております。支部の事務局については、支所の職員がこれまで対応しておりましたけども、原則、青少年育成向原支部を含め、各種任意団体等の事務局は、本来それぞれの団体で担っていただくべきものという考え方と合わせて、支所職員の職員数減という状況から、それらの事務は支所から各団体へ移譲しているのが今日です。

よって、改めて補助金を予算化することと支所職員が支所において事務局を担うということは難しい状況であると思っております。

あと振興会が各地域にありますので、その連合会等でこういった事業を特色ある事業とかいう感じでやってもらうというのも一つの手かと思っておりますけども、現時点では支所のほうでその事務を担うということは難しい状況と思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 市長の所信表明に「市民と行政が協働する意義と目的を再認識しながら、地域の力を活かした住民自治を実現できるよう、市民と行政との協働によるまちづくりの仕組みを見直す」とあります。

当事業は、まさしく見直す対象だと考えますが、市長の考えをお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 そのようにうたっていることも承知しておりますけども、今の時点でこの向原支部の予算化と、支所にその事務を担ってもらうということまでは思っておりません。

ただ、引き続きこれから向原支部だけではなく、いろんな部分で、そういった見直しをしなければいけないというところも出てくると思っておりますけど、そういったところは今も新年度で事務事業の見直し等も図っておりますんで、そういった御意見も参考にしながら考えていきたいなと思っておりますけども、現時点では小松議員の求めておられる答えを満額でお返しすることはできない状況であります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 9月議会のある一般質問に対して、市長が支所機能について、来年度に向けて職員が地域に向かう時間を確保し、問題解決や地域の活性化に注力ができるよう、支所機能の体制を検討するというふうな市長答弁がありました。

しつこいようですけれども、支所機能をというところで、人員等大変なこともあるんだと思うんですけれども、地域と学校を結ぶという役割を支所が少し担っていただくということで、大きな事務作業ではないとは聞いております。

改めて支所機能についてのお考えをお伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 支所機能の充実については、また近々御提案する機会があると思うんですけれども、振興会のサポート、あるいは地域活動をサポートする体制ができるように今、新たな検討をしておりますので、その御説明も議会のほうにさせていただくようにはしておりますので、そこも含めて、またこの青少年のところにはずばりはまるかどうかは分かりませんが、一応各支所の機能を充実させるということでは新たな取組を考えております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 支所機能の充実を図るということで、いろいろ検討いただくということで、またお聞かせ願えればと思います。

ホットな話題なんですけど、昨日雪が降る中で、第1回の安芸高田市国際交流事業、サブレパークでサッカー、市長も私もちょっと行かせていただいたんですが、大変雪の降る中で、5か国7チームが熱戦を繰り広げる中で、向原高校生を含む吉田高校とOBが、若者たちが多文化共生のほかの国のチームの中で優勝した、若者には恐らく誇らしい結果をもたらした形だったんですが、多文化共生推進都市として非常にすばらしい、青少年育成にもつながるような取組になったんじゃないかなというふうに、とても評価しておりますので、寒い中、関係の職員さん、本当にお疲れさまだったんじゃないかなと思います。

そういった多文化共生推進という、そういうところの一環で、例えば庄原市が行っているような外国の方の日本語スピーチコンテストと、そういったような新しい取組を合わせて青少年の声を聞くという、その時代に合わせてバージョンアップした形で青少年が自己表現をできると、リーダー育成等もありますが、ここの大きなステージで自分の意見を立派な自信を持って言うというような場所を、向原だけではなくて、全市的に考えていくべきではないかなと思います。

その多文化共生というところと、今、安芸高田市で生きる中高生たちは多文化共生ということを知らずに生きれないような、それだけ

多くの外国の方にもサポートしていただいて町が回っておりますので、ぜひそういった多文化共生と青少年育成、そういったところで、うまく合わせたような何か取組ができないかなというふうに考えますが、市長、それについて何か御意見があればお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御紹介いただきました先日の雪の中のサッカー交流大会です。第1回ということで私も雪の中、本当にやるのかなという思いがあったんですけども、選手の皆さんとは雪だるまを作ったりしながら、本当に楽しくやっておられて、多文化共生、多文化の交流ができたんだろうなど。その中にまた、吉田・日本チームが関わって一緒に交流できたというのがまた一つの大きな成果だと思います。

今後、この安芸高田市も1,100人を超える外国人の方もいらっしゃるということで、この多文化共生には力を入れていかなくてはいけないと思っています。

担当課のほうでも、いろんなこういった先ほどのアイデアも参考にしながら、いろんな行事を考えてこれからいくと思いますので、そういったものも一緒に共有しながら前に進めていきたいと思っています。

その意味でも、今回の第1回の多文化共生のサッカーはよかったなと思いますので、また第二弾いろんなことを考えていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 第1回のサッカー大会がありましたので、ぜひ第1回の日本語スピーチ大会が開催されることを願っております。

続いて、二つ目の質問です。

先ほど市長もおっしゃられたんですが、青少年育成の事務局が引き揚げられるとともに、今後、教育委員会で新しい青少年育成に関する事業を検討していると以前お聞きしましたし、市長もおっしゃられていました。今の現段階で、何らかの方向性や考えがあるのかをお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 来年1月に現在小中学校で取り組んでおります探究学習、名称としましては未来チャレンジ探究学習発表会を開催することとして、現在準備を進めておるところです。

各小・中学校で取り組んでいる探究学習の発表の場として位置づけ、子どもたちが探求心、課題発見力、想像力、コミュニケーション力などの能力を幅広く育てる機会にしたいと考えています。

なお、この発表会は、保護者をはじめ市民の皆さん方にも公開できる形として広く周知していきたいと考えています。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 今、娘もそうなんですけど、探究学習ということでPBLの発表に向けて自分の興味・関心を持つ内容を探求する学習で、そのまとめということで1月に教育委員会のほうで、未来チャレンジ探求、そういった形で成果を発表できるということで、お聞きしました。

また、それが学校だけにとどまったものではなくて、保護者、市民の方にも公開するという形での実施になるということは、非常に喜ばしいことではないかと思いますので、なかなかオンラインだけではなく、未来とかそういった大きな箱を使って、地域が学校とのつながりができるような形でも考えていただければ、うれしかなと思います。

続いて、(3)に移ります。今年度初めて実施された次世代リーダー育成海外短期留学事業についてです。

先ほど同僚議員からもありましたが、少し補足も含めてさせていただきます。

当事業の目的は、地域や国に捉われずに活躍できる人材育成と、生徒会活動のさらなる発展ということで、中学生が世界に一步踏み出すということを応援する事業ということで、私も安芸高田市の広報を見させていただきましたし、各学校の生徒会長がプレゼンをした資料も教育委員会のほうからちょっとお借りしまして拝見させていただきましたが、おおむね学びの多い経験ができたようで、成果があったように見受けます。

そこで、幾つか質問させていただきます。

一つ目の質問です。参加生徒6人及びその関係保護者からの成果及び課題などのフィードバックというものを受けて、教育委員会として先ほど事業の成果は市長も教育長もちょうとおっしゃっていたんですけど、特に生き抜く力の育成というようなこと言葉があったんですが、あの課題というものが、今回の初めての授業を、あと大きな事業をされたってということで、何らか課題があって、来年度取り組まれるということで、よりよい形を検討していらっしゃるのかどうかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 今日のグローバル社会や多様性が重視される、これからの社会を生き抜いていくためには、物事を多面的に捉える視野の広さ、あるいは問題を見つけ、自ら問題を解決する力等が重要となってきます。

そういう意味で、今回は異文化を体験する、また、そこで英語に自信を持っていたにもかかわらず全く英語が通じない、そのことでもっと勉強しようという思いを持ったり、もっと感心したのは、あるところへホストファミリーに連れていかれて、帰りは自分で帰ってきなさい。英語しか通じない場所で、ルームメイトと一緒にいろいろな人に尋ねながら、やっとホームステイ先にたどり着けた。そのことで、人に頼ることの大切さを感じたとか、様々、日本にこのまま住んでいては経験できない、

あるいは体験できないようなことを学んで帰ってくれたと思います。

そうした多くの成果はあったんですが、先ほどの南澤議員の御質問でも答弁しましたように、課題とすればそれを間接的には参加しなかった生徒も当然学んでいるんですが、できることから全ての生徒に同じような体験をさせていく、それが教育行政の責任ではないかなというふうに考えています。

したがって、その辺りが何とか今の限られた予算の中で実現できないかということ、既に検討に入っておりますし、何とかそういう形で、全ての生徒が同じ体験を共有できる、そういう形で事業の継続ができないかなというふうに考えておるところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 やはり大切な税金を使う事業ですので、やはり多くの生徒たちが享受できるような、そういったような事業であるべきだと私も考えております。

課題ということで、事務的な作業であるとか、業者とのやり取りであるとか、そういったところは特に課題はなかったんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 以前、姉妹都市であるニュージーランドへ、目的は全く一緒ではありませんが、派遣をしていた時代があります。そのときは担当課の職員がかなりの部分を担っていました。それが他の業務にしわ寄せをしてくる、負担になるということもありました。

しかし、今回は、業者をお願いをするということで、経費が高くなるということは、残念ながら当然あったんですが、そういう意味においては、打合せはしっかり担当者がやってくれましたが、事務的な手続でありますとか、そういったことについては業者のほうで担ってくれましたので、現段階、大きな課題というものはあったというふうには捉えておりません。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 予算をかけて業者をお願いして、特に初めての取組ですが、事務的なことではなかったと理解しました。

続いて、二つ目の質問です。参加者はオープンスクールとか文化祭的な行事でプレゼンを生徒会長がする形で、自分たちの学びと経験などを報告して他の生徒と共有したというようなことで、私もちょっとプレゼンの資料はいただいているんですが、その報告を聞いた生徒の反応というところで、具体的に何か感想であるとか、海外に行ってみたいとか、生徒会に入ってみたいとか、そういった実際、具体的な声が書面なりなんなりで拾えているのかを聞かせてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 直接私が聞いたわけではありませんが、特徴的なことを二つほど紹介をしておきます。

一つは、やはりそのプレゼンを聞いた生徒、特に後輩に当たりますが、自分も海外留学を経験したいと、そのように触発されて、職員や友達に言ったという報告が入っています。

もう一つ、うれしかったと言いますか、特徴が出ているなど思ったのは、12月上旬に市内6中学校が新しい生徒会の役員選挙を行います。ある中学校においては、これまでちょっと聞いたことがないんですが、3名が立候補してくれたんです、生徒会長にですね。そして現在の3年生が、いろいろな視点から質問をして、これはちょっと余談になりますが、その日、生徒を迎えに来られていた保護者の方から、何時になったら、うちの子らは下校するんですかといったような、少し苦情にも近いようなうれしい声が職員のほうにあったと。3名が立候補し、そして、その立候補した動機や思いについて、先輩である3年生が、いろいろな角度から質問をするという、これまでほとんど見たことがないぐらい生徒会の選挙が盛り上がったというのを報告を受けています。

これらを見ても、一定の成果と言いますか、もう最終的には、政治への関心ということもありましたが、政治への入り口と捉えている生徒会活動あたりが、ここまで充実してきているのかなということも感じたところでございます。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 私も向原の現場で中1ですけども、私も生徒会で海外に行きたいので、生徒会に立候補しようというようなことを直接聞いたりとか、先ほどおっしゃっていたのは、私が3月までいた学校の教え子が3人、名前も聞いていますけども、生徒会に立候補しているということを聞いて、ちょっと直接ヒアリングに行きたかったんですが、なかなか本人たちの言葉は聞いてはないんですが、やはり興味を持ってアクションを起こした子が実際多くいたりするんだなというふうに私も聞いております。

積極的にそういう思いを持ってアクションできる子もいるんですが、そうでない子、実際そのプレゼンを見て、アンケートを取るなり、自分たちにとってプラスのものなのか不要なものなのか、そういったところをもしアンケート等が取れるのであれば、大きな事業ですし、今後検討するに当たって、生徒たちの様々な声を隅々まで聞いてみるということでは、そういったアンケートとかもありではないかなと思います。

続いて、次の質問です。

小学校とも連携して、英語を学ぶ高学年も生徒会の報告会の参加と一緒に中学生と小学校5～6年生までぐらいがして、海外派遣の学習の成果を共有することで、小学生にも中学生になったらこういう事業があるんだとか、英語の学習の、先ほど言いましたけど、英語のやはり力もつ

と云ったところで、動機づけになるのではないかと思いますけども、小学校とも含めての事業の連携ということの考えがあるか、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 学びへの意欲を高めることが、教育においてはとても大切だというふうには考えております。今回の短期留学の報告会に、小学校を呼んだらどうかといったような声は、現在6中学校とも意見としては上がっていないという報告を受けてます。

したがって、学校の働き方改革ですとか、様々な一方で課題もありますので、もう少しそれぞれの中学校区単位で実施しております、小中連携教育の中で、そういったことが主体的に自主的に生まれてこないかなという方向で見守っていきたいなというふうに考えております。

教育委員会のほうでやりなさいというのは、ある意味簡単なんですけど、それよりもやっぱり現場の声として出てきたら、それが内容を充実すると思いますし、長続きすると思いますので、そのように考えているということでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 小中連携の中で、先生たちの主体性を持って、そういったところに取り組むべきということで、認識させてもらいました。

次の質問に移ります。

中学校統合の議論がある中で、学校と地域をつなげる仕組みとしても、こういった短期留学の報告会も地域のほうに、小学校の今、連携ということだったんだけど、地域のほうも青少年が海外に出て学んだことっていうことを聞ける機会があればいいんじゃないかなと思いますが、それが広報あきたかたで済んでいるって言えば、それなんですけれども、例えばスクールフェスティバルといった地域に公開された形で、事業報告会だけじゃなくて暗唱大会も非常に、事業報告より暗唱大会のほうがとてもよかったという声もあったので、地域に開かれた形で英語の学習とか、先ほどのおっしゃっていたPBLの発表会等も、先ほど市民に公開する形でとおっしゃっていたので、また地域を大事にしながら公教育のほうを進めていただければと思います。

そのような地域に開かれたというところで、何か教育委員会としてお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 今回の短期留学についての発表も多くの学校で保護者の方にも案内をし、参加をしていただく場で行っております。質問の学習の成果を複合化した発表会に関しては、学校の負担増にもつながるというふうに考えております。

したがいまして、やればいいことはたくさんあるんですが、時間にやっぱり限りもありますので、スクラップ・アンド・ビルドといいますか、集中と選択ということで、安芸高田市教育委員会が目指しておる施策、それを受けて、各学校長がつくる学校経営の方針、それにマッチするものは当然保護者、地域の方に広く公開し、見ていただき、意見をいただき、応援していただくというのは大きな効果がありますので、そのことは大切にしながら、今回のような形のを複合的にというところまでは、現在考えておりませんし、学校のほうからもそういった意見・要望は聞いてないということでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 多岐にわたる先生たちの業務の中で、選択と集中という言葉がありましたし、教育現場に携わっていらっしゃる校長先生を含めて職員の皆さんの地域とのつながりの中で、理念に合うようだったらされるということで、確認させていただきました。

続いて、五つ目の質問ですが、先ほど同僚議員の質問でも回答がありましたので、取り下げさせていただいて、本年度もこの事業は継続を検討しているということで確認をさせていただきましたので、省きます。

続いて6番目の質問に移ります。近年、アジア圏での留学も人気があり、現在、中学校の英語の教科書でも、フィリピン留学をテーマに扱っております。多文化共生推進都市として事前学習等、アジア圏の方と地元の外国の方と事前学習を行いながら、今後、次世代リーダー育成短期事業を、コスト面も考慮してアジア圏の留学を選択するという考えがあるかお伺いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 全体として、現在、市の予算、歳出の抑制が求められている中で、この事業についても、今後、費用の抑制は検討する必要があると考えております。

そのことに関わって、今議員のほうからありましたアジア圏を視野に入れて検討していくというのは、当然費用が安く抑えられますし、検討の余地は十分あるというふうに思っています。

今回、オーストラリアにした理由の中には、1つには治安のよさであるとか、あるいは時差がそんなにない、そういったところを考えた結論を出したということです。

当然アジア圏でも、そういった視点では十分可能性がありますので、今後長い目で見たときの見直しと合わせて、アジア圏辺りも視野に入れていくべきだろうと思いますし、もっと言えば、先ほど答弁しましたように、日本で学べる、業者によってはまちなか留学といったような表現で、日本で学べるといったような提案をする業者も出てきておるような状況がありますので、そういったところで幅広く検討していく考えを持

っておるところです。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 今回、業者を選定するときに、県に推奨してもらったということで、こちらISAの短期留学ということの中にオーストラリアの部分があったんですけども、実際この中にもアジア圏が二つ、ベトナムであるとか、今回多文化共生の部分でサッカーのほうでもありましたが、アジア圏のほうもありますので、ぜひ子どもたちにも意見を聞きながら、予算のこともありますので、事業の継続を考えるに当たって、いろいろ検討されたらよいんじゃないかなというふうに思います。

最後の質問なんですが、先ほども教育長がおっしゃっていたんですけども、安全かつ安価にリーダーを育成するという点では、国内に国際的なプログラム、たくさんあると思います。参加や、お隣の三次市では、イングリッシュキャンプということでALTが一つの学校に集まって、多くの生徒と一緒にイングリッシュキャンプをしているであるとか、多文化共生推進都市の強みを生かしたプログラム等も考えられると思っております。

国内留学、私も留学をしておりますけど、英語はしゃべれます。国内で十分かなと私は実は思っているんですが、国内にいる海外の人と触れ合うということが、言葉だけではなく文化の違いを共有するとか、いろいろ学びが多いプログラム、国内で考えられるというお考えは先ほどありましたので、これは質問にせずに、先ほどおっしゃっていただいたということで、すみません。

青少年の当事者の声を大切にさせていただいて、縦割り行政ではなくて、積極的に教育と多文化とか、そういった連携を取りながら、青少年の育成、取組をしっかりと安芸高田市に合った方向性と事業を考えていただけたらと思います。

続いて、大卒の二つ目、子育て支援についてです。

(1)長期休業中の児童クラブの利用時間は、現在8時から18時30分になっています。働く保護者にとって、朝8時に、特に夏休み、朝8時に児童クラブに子どもを預けて出勤するのが忙しくて、ちょっと難しいんだとか、年休を取ったりとか、子どもを家に残したまま、子どもを児童クラブに預けずに子どもだけを残して出勤したりすることもあるというふうに聞きます。

就労支援、子育て支援、また子どもの居場所づくりの観点から、実態調査しながら改善が必要だというふうに考えております。

2月29日、回答期限で行った本市の子育て支援に関するアンケート調査で、放課後児童クラブの現在の利用状況について、開所時間を延長してほしいという項目があります。

実際、延長をしてほしいと答えた保護者の割合が分かればお伺いしたいです。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 子育て支援に関するアンケート調査において、放課後児童クラブの開所時間を延長してほしいと回答した保護者の割合は22.8%です。  
アンケートに回答された放課後児童クラブ利用中の保護者158件のうち36件が延長してほしいと回答されております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 22.8%、開所時間を延長してほしいという実際声が拾えているということなのですが、それは夕方の時間を延長してほしいのか、また夏休みに預ける朝の時間帯を延長してほしいのか、その辺はこの項目を見ると分かりかねるのかなと思います、その辺の把握はいかがでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 ただいまの希望時間について、詳細について調査しましたところ、朝7時半から開所をしてほしいと答えられた方が、全体の41.2%に対しまして、現行8時またはそれ以降8時半、9時でもいいよと言われる方が52.3%という結果になっております。  
それと合わせて、終了時間につきまして調査しましたところ、現行の18時30分、またはそれ以前、18時、または17時30分まででよいと答えられた方、これが63.4%に対しまして、19時以降までを希望される方、これは13.1%となっております。  
したがって、開所時間を早めていただきたいといった回答のほうが多かったというふうに捉えております。  
以上でございます。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 すみません、もう一度ちょっと確認なんです、7時半から開所をしてほしいという希望が41%ということではなかったでしょうか。  
それであれば、夏休みの休業時間中に保護者が恐らく出勤をするに当たって、8時ではなくて、私も7時半ならとってもありがたい、三次に仕事に行くのにというような声を実際聞いておりますし、実態41%があるのであれば、ただ人間的な担保と言いますか、児童クラブに勤務いただける方、最低2人いないといけないというふうには聞いているんですけども、所長プラス1名ですけど、あまり大きく全体用の施設を開放せずの一つの小さな箇所にとどめると言うたらあれなんですけど、子どもたちを30分ぐらい見ていただけるような部屋があれば、あと人が確保できれば可能なのかなと思います、その辺はいかがでしょうか、お考えをお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 先ほど議員がおっしゃったとおり、人員確保の問題が非常に大きな問題となっております。現在、放課後児童クラブの委託先の事業者のほうで、ハローワーク経由で人材の確保、募集をされておられますが、特に長期休暇中、夏休み、春休み、冬休みにつきましては、特に職員の確保が難しいという状況をお伺いしております。

また、開所時間を延長する場合は利用時間の増額であったり、追加料金の設定など検討も必要となってきますので、そういったところも踏まえながら慎重に議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 市の会計年度職員が、夏休み学校に勤務がないときに児童クラブに支援に行くというようなことを聞いたことがあるんですが、夏休みの期間、会計年度職員が児童クラブにその期間中に支援に行くということは実際あるのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 現在児童クラブにつきましては、NPO法人に業務委託をしておりますので、会計年度職員がそちらに出向いてということはございません。以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 働く保護者さんの支援ということで、少しでも、30分じゃなくても、15分でも、7時45分でも助かるわというような声も聞いておりますので、ぜひ朝の15分、朝本当に忙しい保護者さんの助けになるという観点と、そのことで子どもが一人で長時間家にいるという子どもの居場所づくりというところで、児童クラブに行きたくても親の都合で行けれない、時間という制約の中で子どもたちのやりたいを応援できないということは問題かなと思いますので、ぜひ慎重に、人の確保というのは大変だと思いますが、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

最後に市長、ぜひ前向きな子育て支援、就労支援ということで市長のお考えをお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 小松議員がおっしゃるように、一人でも希望者がおられれば、それをかなえてあげられるというのが一番いいんでしょうけども、先ほどもあった人員等もあります。この場で分かりましたといういい返事ができないんですけども、一時的なサポートで言えば、ファミサポというのがありますので、そちらのほうも、この児童保育とはちょっとかけ離れますけども、そういったサービスもうまく複合的に利用してもらって、そう

いった人員確保ができれば一番理想ではありますけども、今そういう状況ということで御理解をいただきたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 では、子育てしやすい、子育て支援施策のよい安芸高田市になるようお願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 以上で小松議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月17日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員